

かみみね

町民だより



4 2018年
月号
NO.280



卒業

graduation

content

- P.6~22 役場からのお知らせ
- P.23 まちの話題
- P.24 みんなの表彰
- P.24~29 文化・スポーツ・情報
- P.30 図書館だより
- P.31~35 上峰インフォメーション
- P.36 HAPPY BIRTHDAY



平成30年2月28日現在

総人口 
9,556人(-21)

男 
4,573人(-5)

女 
4,983人(-16)

世帯数 
3,538世帯(-6)



ホームページ



facebook

卒業

graduation

この春、上峰小・中学校で卒業証書授与式が行われ、中学校から90人、小学校から97人が晴れて卒業しました。子どもたちは、ご家族や先生、後輩、地域の人たちに見守られながら母校との別れを惜しみつつ、新たな道へ巣立って行きました。



上峰中学校 卒業証書授与式

3月9日



ご卒業おめでとうございます。

人生にはたくさんの分かれ道があります。大事なのはどの道を進むかではなくどう進むか。自分の頑張り次第で新しい可能性が生まれ無限に広がります。

人生は自分自身で切り拓き生き抜いていくものです。歩みだした道を正解にしていく努力が大切です。振り返ってこの道で良かったと言うために、上峰中で学んだ「自ら考え適切に判断し、行動する」をこれから皆さんが進む社会の中で実行してもらいたいと思います。また、社会の中で生かされている自分と社会を支える自分の両面を自覚し、社会に貢献する生き方をさせていただくことを願います。



上峰中学校 校長
野口 敏雄



上峰小学校 卒業証書授与式

3月16日

未来に向けて羽ばたこうとしている、夢や希望に満ち溢れた表情をした上峰小学校卒業生のみなさん、ご卒業おめでとうございます。

6年間の学校生活の中で一生懸命に頑張ったこと、とても嬉しかったこと、心の底から笑ったこと、時には悔し涙をながしたことなど、たくさんの大切な思い出があると思います。この思い出は、これからの人生の糧に前進して欲しいと思います。

また、ご家族への“ありがとう”の感謝の気持ちを忘れずにいてください。

最後に上峰小学校で学んだことを誇りに思い、素敵な仲間たちと共に成長してください。



上峰小学校 校長
牟田 禎一



上峰町の子育て支援



町では、安心して子どもを産み、育てることができるよう、さまざまな子育て支援を行い町全体で子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として補助金をはじめ、子育てに活用できるサービスなどお子様の成長に合わせてご利用ください。



小学校入学祝金

町予算
2,400千円

上峰小学校及び特別支援学校の小学部への入学児童の保護者の経済的負担を軽減するために、入学祝金を支給します。

支給額：

小学校等への入学者1人につき2万円。

小学生フッ素洗口

町予算
20千円

小学生について、1週間に1回のフッ素洗口で虫歯予防を図ります。

上峰児童クラブの実施

町予算
12,223千円

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休業中に適切な遊びや生活ができる上峰児童クラブを実施します。

利用時間：

①放課後（1～3学期までの授業終了後）

～18時 ※19時まで延長可

②長期休業中（夏休みなど）

8時30分～18時 ※19時まで延長可

習い事予算補助

町予算
10,661千円

（放課後補充学習委託料）

上峰中学校の1年生と3年生を対象に放課後の補充学習を支援します。

学校給食無償化

町予算
42,135千円

小学生及び中学生の給食費保護者負担分を全額補助します。

お祝給食・行事食補助

町予算
3,000千円

児童生徒就学援助

町予算
6,710千円

経済的な理由により就学困難な児童または生徒の保護者に対し、必要な援助、学校費用の支援を行います。

認定方法：

家庭の経済状況・諸事情等総合的に判断して、教育委員会より認定します。

18歳までの医療費助成

町予算
48,720千円

子どもの医療費助成制度の対象年齢を18歳まで拡充し、現物給付化実施中です。

一時預かり保育の実施

町予算
5,267千円

保育所を利用していない家庭において、日常生活で突発的な事情や社会参加などで家庭での保育が困難になった場合にお子様を一時的にお預かりします。

対象：

上峰町に住所登録がある1歳児から小学校就学前のお子様

利用方法：

認定こども園かみみね幼稚園へ電話予約後、利用申し込み書を提出

利用料金：

1日 2,000円（給食費おやつ代込）

半日 1,000円（おやつ代込み）

病後児保育の実施

町予算
2,414千円

お子様が病気のため保育園に預けられない保護者様のために町では、病気のお子様を一時的にお預かりします。

利用対象：

上峰町に住所登録があるまたは認定こども園かみみね幼稚園に在園している1歳児（離乳食完了児）から小学校就学前の幼児で、病児回復期にあり、集団生活が困難なお子様

利用できる症状：

発熱、嘔吐・下痢、胃腸障害、外科的疾患、感染症など（※症状によってお預かりできない場合があります）

詳細は、かみみね幼稚園まで問い合わせください。

※連絡先については31ページをご参照ください。

認定こども園の設備の充実・整備

町予算
160,618千円

保護者が安心して子ども達を預けられる環境づくりの充実を図ります。

延長保育の実施

町予算
2,214千円

詳細は各園に問い合わせください。

※連絡先については31ページをご参照ください。

妊婦健診の補助

町予算
10,099千円

町内の妊婦の方に総額101,440円分（14回）の妊婦健診を補助します。

妊婦歯科検診

町予算
85千円

むし歯・歯周病のチェックをします。

子どもの健診・相談の実施

町予算
1,385千円

乳児健診（4か月、10か月）、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。

※月1回、育児相談を行っています。

（予約制）

子どもの予防接種

町予算
23,523千円

法律に基づくものは予防接種を無料で接種できます。

子育てサークル“子育てらんど”の実施

町予算
447千円

6か月～就園前のお子様を対象に歌遊びや季節の行事を楽しむ子育てサークルです。

不妊治療助成

町予算
1,500千円

特定治療に1年度あたり20万円（通算5年まで）

男性の不妊治療に1年度あたり10万円（通算5年まで）

養育支援訪問事業

町予算
100千円

育児家事援助

こども食堂

詳細は33ページをご参照ください。

教育課
学校教育係
☎52-3908

住民課
子育て支援係
☎52-7412

健康福祉課
健康増進係／福祉介護係
☎52-7413

April
4月
カレンダー

木	金	土
<p>5</p> <p>16 育児サークル ■ 気功教室 (武道館)</p>	<p>6</p> <p>19 狂犬病予防集注射 24 始業式 (小・中学校) 33 ふれあい喫茶 (中央公園管理棟ミーティングルーム) ■ 3B体操で介護予防 ■ サークット運動 ■ 友遊-スポーツ吹矢 (イオン上峰店)</p>	<p>7</p> <p>30 おはなしのじかん ■ 友遊-あさヨガ教室 ■ 転倒予防教室 ■ 友遊-ラージボール ■ 友遊-屋台村 ■ 友遊-ストレッチ ■ 友遊-ソフトバレー ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店)</p>
<p>12</p> <p>16 育児サークル ■ 気功教室 (武道館)</p>	<p>13</p> <p>24 授業参観・学級懇談会 (2~6年生) ■ 3B体操で介護予防 ■ サークット運動 ■ 友遊-スポーツ吹矢 (イオン上峰店)</p>	<p>14</p> <p>30 おはなしのじかん ■ 友遊-あさヨガ教室 ■ もみじ会 踊り披露 ■ 転倒予防教室 ■ 友遊-ラージボール ■ 友遊-屋台村 ■ 友遊-ストレッチ ■ 友遊-ソフトバレー ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店) ■ 少年剣-武雄少年剣道錬成大会 (武雄市)</p>
<p>19</p> <p>16 育児サークル ■ 気功教室 (武道館)</p>	<p>20</p> <p>17 国保特定健診・がん検診 33 ふれあい喫茶 (中央公園管理棟ミーティングルーム) ■ 3B体操で介護予防 ■ サークット運動 ■ 友遊-スポーツ吹矢 (イオン上峰店)</p>	<p>21</p> <p>30 おはなしのじかん 24 リレーカーニバル、PTA総会 (小学校) ■ 友遊-あさヨガ教室 ■ 転倒予防教室 ■ 友遊-ラージボール ■ 友遊-屋台村 ■ 友遊-ストレッチ ■ 友遊-ソフトバレー ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店)</p>
<p>26</p> <p>35 女性総合相談 16 2か月児相談 16 乳児健診 16 育児サークル ■ 気功教室 (武道館)</p>	<p>27</p> <p>■ 3B体操で介護予防 ■ サークット運動 ■ 友遊-スポーツ吹矢 (イオン上峰店)</p>	<p>28</p> <p>30 おはなしのじかん 30 子ども図書館員体験 ■ 友遊-あさヨガ教室 ■ 囲碁大会 ■ 転倒予防教室 ■ 友遊-ラージボール ■ 友遊-屋台村 ■ 友遊-ストレッチ ■ 友遊-ソフトバレー ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店) ■ 少年野-北茂安大会 (中央公園) (小学校グラウンド)</p>
<p>【おたっしゃ館からのお知らせ】 ※毎月イベント開催 わくわくDAY! (2日) 入館の際にクジ引き (スタンプ2個・スタンプ3個・入館無料券・景品)</p> <p>※セルフカラオケは大広間での行事が行われない時に受付いたします。 詳しくはおたっしゃ館までお尋ねください。 カラオケ時間 13時~16時まで</p>		

ページ番号
→25 人権・行政相談
開催場所
※下記にて色分けしてます

- 庁舎
- 庁舎別館2階
- 町民センター
- すぱーく上峰
- 図書館
- おたっしゃ館
- 体育センター
- その他

- ・友遊
→ふれあい友遊かみみね
- ・少年野
→少年野球クラブ
- ・少男バ
→かみみねバレーボールクラブ
- ・少年剣
→上峰少年剣道クラブ
- ・上峰サ
→上峰サッカークラブ

※ページ番号のないものは告知のみ (記事なし)

※カレンダーにイベント等の掲載を希望する団体は、役場各担当部署へご連絡ください。

日	月	火	水
<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休館日 ■ 少年剣-北九州市長杯(北九州) ■ 少男バ-みやま市総合バレーボール大会 (山川体育センター他) 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 筋力向上トレーニング教室 ■ わくわくDAY (イベント) ■ おもちゃひろば ■ サーキット運動 	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3B体操で介護予防 ■ 友遊-ミニテニス ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店) 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 囲碁交流会 ■ サーキット運動 ■ 友遊-ソフトバレー
<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 19 狂犬病予防集合注射 ■ 第57回上峰町消防団表彰並びに入退団式 (ホール) ■ 休館日 ■ 少男バ-ヴィーブル旗バレーボール大会 (合志市総合体育館) 	<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 16 育児相談 ■ 筋力向上トレーニング教室 ■ おもちゃひろば ■ サーキット運動 ■ 上峰サ-地区トレセン (小学校グラウンド) 	<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 35 消費生活相談 ■ 3B体操で介護予防 ■ 友遊-ミニテニス ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店) 	<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 24 入学式 (小・中学校) ■ 囲碁交流会 ■ サーキット運動 ■ 友遊-ソフトバレー
<p>15</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 34 エコライフ講座 (鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ) ■ 休館日 	<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 筋力向上トレーニング教室 ■ おもちゃひろば ■ サーキット運動 	<p>17</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 24 全国学力状況調査 (小・中学校) ■ 3B体操で介護予防 ■ 友遊-ミニテニス ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店) 	<p>18</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 35 人権・行政相談 ■ 16 1歳6か月児健診 ■ 囲碁交流会 ■ サーキット運動 ■ 友遊-ソフトバレー
<p>22</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 30 おたのしみおはなし会 ■ 19 狂犬病予防集合注射 (鳥栖市役所) ■ 健診終了後閉館 ■ 友遊-ミニテニス親善交流大会 ■ 少年野-北茂安大会 (中央公園) (小学校グラウンド) 	<p>23</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 筋力向上トレーニング教室 ■ おもちゃひろば ■ サーキット運動 ■ 上峰サ-地区トレセン (小学校グラウンド) 	<p>24</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 35 消費生活相談 ■ 3B体操で介護予防 ■ 友遊-ミニテニス ■ 友遊-ヨガ教室 (イオン上峰店) 	<p>25</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 囲碁交流会 ■ サーキット運動 ■ 友遊-ソフトバレー
<p>29 昭和の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休館日 	<p>30 振替休日</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 筋力向上トレーニング教室 		

平成30年

施政方針



皆様おはようございます。町制施行30周年の記念すべき平成30年第1回上峰町議会定例会にご参集頂き感謝を申し上げます。本定例会にて、平成29年度補正予算案及び平成30年度当初予算案を提案し、ご審議いただくにあたり、今後の町政運営につきまして、新年度に臨む私の所信の一端と、予算概要、主な施策の概要を申し上げます。

1 所信表明

幕末期、黒船の来航は幕府を慌てさせました。佐賀藩の家老、鍋島夏雲の日記には、幕府が佐賀藩に鉄製大砲200門を注文したことが記され急遽、海防態勢を整えようとした様子が伺えます。

国難の時代に幕末佐賀藩を率いた10代藩主鍋島直正公は、先ず財政再建に着手し、入りを増やして出を制する。だけでなく多額の負債をリスケジュールして精算しました。さらに農家負担を減らし、生産性を高め、かつ教育予算は削らず、大幅に増額し、新しい時代を担うべき有為な人材育成を進め、幕末佐賀藩は雄藩へと駆け上ります。その直正公の藩政改革を支えて動いた吏僚のひとり、納富鍋島家（上峰町）出身の家老鍋島市祐（夏雲）です。彼は天保2年（1831）御側年寄に就任後、特別会計である懸硯方を財源とした軍事増強策などに深く関わり、特に安政6年（1859）8月以後の藩政を主導した人物だといわれています。上梓した「鍋島夏雲日記」は幕末維新期の佐賀藩の原動力である直正公の

リーダーシップと藩士たちの働きを刻銘に記録したものです。150年が経過した今、町制施行30周年と併せて顕彰事業を興し、国難とも呼べる人口減少時代に向き合うヒントにしたいと考えています。

今年が戊午です。「戊」は次へ進むための新しいステップという意味があるそうです。考えてみると、昨年は新しい取り組みが姿を現した「三段跳」でいうところの「ホップ」の年であったと思います。鎮西山改修計画は基本構想の策定にとりかかり椿の植樹を進め「上峰町つばきの森トレイル」を開催しました。アンテナショップ「狸々」もスタートし上峰のお米やお酒やお肉をはじめとする特産品が耳目を集めています。道の駅構想も計画作りがスタートし、高齢者の健康づくり分野では温水利用型健康運動施設の無料化や町内温泉療養をすすめる事業も始めることができました。子育て分野では「認定こども園かみみね幼稚園」「認定こども園ひかりこども園」が開園し、病後児保育事業や入学祝い金事業、自校式給食無償化事業がスタートしています。地元のお米で出来た地酒「鎮西八郎」も完成し町史編纂事業もスタートしました。

「ジャンプ」につなげるための「ステップ」の年に重要なポイントは、いかにすぐれずに「ジャンプ」につなぐ体勢ができるかです。新コミュニティバスも観光DMOも鎮西山や道の駅、中心市街地再開発においても「ホップ」から「ステップ」に入ります。上峰町が「ホップ・ステップ・ジャンプ！」と大躍進するために、今後も慎重

な町政運営に努めてまいりる所存でございますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2 予算概要

○平成30年度予算の考え方

次に、平成30年度予算について申し上げます。編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的・効果的に配分することを基本に編成しております。また、先に策定した健全な財政運営に関する条例を基に積立基金や起債発行額を意識した予算編成を引き続き継続しております。予算編成方法については、効率的な行政経営を目指し内部努力による経費削減を行いながら、喫緊の課題解消を図るための予算編成を行いました。また、町債については、平成28年度決算時点で実質公債費比率14・3%となり起債許可基準を下回り、今後も低減していく見込みではありますが、可能な限り発行を抑制する必要があります。歳出では、普通建設事業及び扶助費の内、特に子育て支援の分野などで新たな財政需要が見込まれています。

平成30年度一般会計当初予算の規模は、

一般会計	115億5、400万円
特別会計	
（国民健康保険）	9億5、600万円
（後期高齢者医療）	1億400万円
（土地取得）	1万4千円
（農業集落排水）	5億4、100万円
合計で	131億5、501万円になり、前年度の当初予算と比較しますと、
一般会計	105・7%
特別会計	95・5%
合計で	104・4%

となります。

一般会計予算の規模は、対前年度105・7%、6億2、700万円の増で総額115億5、400万円となりました。平成29年度が骨格予算による予算編成だったこと及びふるさと納税関連の予算が増加しているため、予算規模が増加しております。次に、一般会計の歳入歳出の概要を申し上げます。町債全体では、対前年度97・9%、2、900万円減の13億3、800万円を計上しています。

固定資産税は、評価替の年に当たり家屋の減価分が反映すること等に伴い、対前年度98・5%、1、000万円減の6億7、300万円、大手企業の業績回復が不透明な法人町民税が、対前年度84・7%、2、900万円減の1億6、000万円といずれも減収の見込みです。

個人住民税は対前年度比103・7%、1、500万円増の4億1、400万円、軽自動車税は対前年度比108%、200万円増の3、000万円と増収見込みですが、たばこ税も含め減収要因が見通しで、町債全体としては、前年度当初比3、000万円程の減額計上となります。

国庫支出金は、認定こども園整備に係る国庫補助金を計上しているため、対前年度112・2%、5、500万円の増の5億900万円となります。地方交付税は、9億1、500万円となります。普通交付税は、地方財政計画において普通交付税が減額とされており、前年度の実績を勘案して、対前年度103・3%、2、600万円の増の7億9、500万円と見込み、特別交付税については近年の実績額に合わせ1億2、000万円と見込んでおります。公債費である町債は、今年度も臨時財政対策債のみを予定しており、対前年度104・8%、800万円の増の1億7、900万円となります。また、通常のふるさと納税に加え、今年度もクラウドファンディングを活用した資金調達については

ソーシヤル・キャピタルを向上させ、新しい公共のための資金調達手段として非常に有望だと考え、使い道を明確化し継続して参ります。

次に、歳出では義務的経費については扶助費が減額となる一方、人件費が増額になることから、対前年度101.4%、2,800万円の増の19億5,500万円となり、投資的経費は平成29年度当初予算が骨格予算での編成となっていたため、大幅に増加しております。認定子ども園整備事業、町道補修事業、町有施設トイレ改修事業などを実施するため、対前年度451.5%、2億3,900万円の増の3億700万円となります。その他の経費は、ふるさと納税の寄附者への返礼品やふるさと納税寄附基金への積立などの経費が増額となることから、対前年度104.0%、3億6000万円の増の92億9,200万円となります。

3 主要な施策について

○主要な施策について

平成30年度の主要な施策につきまして、申し述べます。「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿って、公約に関する取り組み事業も含めて、新たに取組む施策を中心に、その大要を申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①環境・エネルギー

■地球温暖化対策の推進

温暖化防止対策として本町では、防犯灯等のLED化を推進するとともに、引き続き職員による電力消費量の節減の取り組みを継続していきます。また、地球温暖化防止を目的に不必要な照明の消灯、クールビズやウォームビズによるエアコンの設定温度の調整を継続し温暖化防止に努めます。又、広報・啓発活動を積極的に推進し、新国民運動「COOL C

HOICE」(クールチョイス)の展開を図っていきます。

■再生可能エネルギー施策の推進
町民自らが再生可能エネルギーの利活用による温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む、環境にやさしい町づくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を継続します。

■自然保護・環境保全活動の促進
町民と飼い主のいない猫との共存を図るため、平成30年度に要綱を制定し、動物愛護の観点から、TNR活動の推進支援を行い、飼い主のいない猫の不好去勢手術の助成を行います。このことにより、不幸な猫の繁殖抑制が可能となり、生活環境被害の軽減による住民サービスの向上につながるものと考えております。

■公害等の未然防止
目達原飛行場周辺における騒音について現在、3箇所測定を行っておりますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、公共用水域の水質保全のために、水質検査を工場排水年4回6箇所、河川水水質検査年2回18箇所、地下水のトリクロロエチレン類第3物質検査年1回5箇所で行い、未然防止に努めていきます。

②ごみ処理等環境衛生

■ごみ収集・処理体制の充実

現在稼働中の鳥栖・三養基西部環境施設組合のごみ処理施設の設置期限が平成35年度までとなっていることから、次期ごみ処理施設建設のあり方につきまして協議を重ね、建設候補地を鳥栖市に決定しました。今後は本年1月に運営開始した2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合において、平成36年度の供用開始に向けて処理方式の検討、事業方式の検討等を進めてまいります。

■3R運動の促進
広報・啓発活動の推進やリサイクル推進

団体の育成、ごみの排出量をさらに減らすために家庭用生ごみ処理機(生ごみ電動処理機/生ごみコンポスト)の購入に対する補助を通じ、町民や事業者の自主的な3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促します。

■不法投棄の防止
山間部や河川等への不法投棄を抑制するため、不法投棄監視パトロールを継続します。また、各地区の環境美化推進員と連携して実施しております環境パトロールでの問題点につきましては、緊急対策も含め課題解決に努めてまいります。

③上・下水道

■給水体制の維持・充実

上水道への加入促進につきましては、佐賀東部水道企業団と連携し、企業団だよりや町広報紙等を活用し、安全性の高い上水道への加入啓発を行います。佐賀東部水道企業団管内の水道管は全体の約50%が昭和40年代から50年代に埋設されたものであり、老朽化が進んでいます。平成28年度に策定された管路更新計画が予定通り進捗し、水道水の安定供給が持続するよう見守ってまいります。

■下水道施設の適正管理

下水道施設は、住民生活に密着した重要なライフラインのひとつであるため、今後処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向けて、老朽化した施設の更新及び人口の増加に伴う処理施設改修など、機能強化事業を実施するための計画検討に入りたいと思っております。

■下水道事業の円滑な運営

下水道事業の円滑な運営
維持管理につきましては、包括的管理業務委託による適正かつ効果的な施設管理を行っており、更なる下水道事業の円滑な運営に努めます。また、処理施設整備事業等に充当した起債の償還関係では、より低金利での返済に向けて積極的に借

り換え等を行い、効率的な運営を進めていきます。

④公園・緑地

■公園施設・設備の整備充実

公園等については、樹木伐採等の業者発注とともに、地元地区のご協力もいただきながら、引き続き、適正な維持管理に努めていきます。また、鎮西山いこいの森については、町民の憩いの場であることに加えて、町外からの誘客が可能な観光資源としての活用が必要と考えており、今後、再整備に向けた作業を本格的に進めていきます。

■緑地の推進

緑の基金の活用と地域住民や住民団体の皆様による緑の愛護活動を進め、公共施設内・外で、緑や花に触れる機会を増やし、精神衛生の向上に努めます。

⑤交通安全・防犯

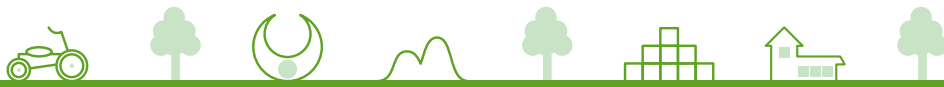
■交通安全意識の高揚

警察署や交通安全協会等との連携のもと、運転免許保持者講習会や小・中学校における交通安全教室など、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教室や啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの交通安全運動(春・秋)を展開し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。特に、近年事故に連続する割合が高くなっている高齢者を対象とした効果的な取り組みを推進します。

■交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備及びガードパイプ等の安全施設の設置を昨年引き続き要請していきます。また町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、今後もガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進するとともに、交差点へのカラー舗装の施工、更に危険箇所の監視・点検等を必要に応じて実施します。

■防犯意識の高揚
警察署や防犯ボランティア団体等との連



携のもと、広報紙やホームページ、防犯だより等を活用した効果的な啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚に努めます。

■地域ぐるみの安全環境づくり

子ども110番の家や青少年サポーターによる防犯活動の充実促進、保護者等による小学校内の巡回、商工会や議会などの各機関やKSSPをはじめとした地区によるパトロール活動、町やNPO法人所有の青色防犯回転灯付自動車による連携したパトロールの実施など、地域ぐるみの安全活動を進めます。また、夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯の設置を計画的に推進します。

⑥消防・救急・防災

■常備消防・救急体制の充実

鳥栖・三養基地区消防事務組合においては、条例定数を139人から146人へと増員され、緊急事態に備えた体制の更なる強化が図られていきます。また、車両等の更新計画に基づき、薬剤等の散布により消火活動等を実施する「化学消防ポンプ自動車」や、心電図等の高機能機器を搭載した「高規格救急自動車」を最新鋭の車両に更新することにより、万全の態勢づくりに努めていきます。

■消防団の充実

平成29年度は出動手当の拡充、投光器等の備品の整備を行ってきました。平成30年度におきましては、団員報酬の見直し、第3部格納庫移転の実施設計の予算をお願いしていき、施設・設備の計画的更新を図るとともに、団員確保対策の強化や研修・訓練の実施による団員の資質の向上も併せて進めてまいります。

■消防水利の整備

消火活動及び初期消火における迅速な対応を図るため、随時、必要箇所に消防水利（消火栓の計画的な整備）を拡充していくよう努めます。

■火災予防の徹底

火災予防につきましては、消防団防火訓練、秋・春季火災予防週間、年末警戒等により、広報・啓発活動の推進等を通じ、町民の防火意識の高揚を図ってまいります。

■防災・減災体制の強化

災害に強いまちづくりを総合的に進めるために、地域防災計画等の見直しを図ってまいります。また、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった地域に根ざした、自主防災組織の立上げを誘発してまいります。

全国瞬時警報システム（Jアラート）につきましましては、近年「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」などの大規模な自然災害が勃発していることや、北朝鮮によるミサイル発射などが我が国を取り巻く環境は非常に厳しい状況等から、情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や、特別警報等の伝達情報の充実が可能となる新型受信機の導入を平成30年度でお願いすることになりました。

2. だれもが元気になる健康・福祉のまち

①保健・医療

■保健事業推進体制の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の見直しを行い、本町の健康課題に即した疾病予防・重症化予防対策を進め、PDCAサイクルによる保健事業の展開を図ります。また、地域性を踏まえた保健事業を進めるため、医療機関との連携等により、本町における健康課題の分析に努めます。

■健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進、食生活改善推進員の地域に根ざした活動の支援等により、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。さらに、町内の民間事業者と連携し若年からの運

動習慣の定着化を図り、医療・介護の給付費の適正化を図ります。また、平成29年度より委託事業により実施しているがんサロンは、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等との連携構築に努め、サポート体制の幅を広げられるよう促進します。

■健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、脳血管疾患や心疾患・糖尿病性腎症等重症化を予防し、国保医療費の適正化に取り組みます。また、各種がん検診（胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮がん検診・乳がん検診）等の集団検診料金を平成28年度から無料化、子宮がん検診広域化に平成29年度から参加し、受診体制の充実に努めています。平成30年度からピロリ菌検査を導入し、がんの早期発見と健康意識の啓発活動に役立ちます。

■母子保健の充実

親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談や指導・赤ちゃん訪問・乳幼児健診や相談を実施、母子保健推進員活動の支援を行い、平成30年度からは、育児家事援助を行い子育て支援の充実に努めます。また、不妊治療費助成について、平成28年度から男性不妊治療費に関しても対象を拡充し、経済的負担の軽減を図っています。

■精神保健の推進

精神障がい者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう、佐賀県や医師会等との連携のもと、うつ病やストレスなどの心の病に関する正しい知識の普及のための広報活動等を推進していきま

す。連携を図り、正しい知識の普及に努めます。

■感染症対策の推進

佐賀県や医師会等の連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。乳幼児から高齢者までの予防接種については、国・県の動向をみながら充実に努めます。また、平成29年度から新型インフルエンザ対策推進のため、防護服やマスクの備蓄体制を見直し、緊急時対応に備えています。

■地域医療体制の充実

町民一人ひとりが「かかりつけ医」を持つよう、佐賀県や医師会等との連携を図るとともに、広域的な視点から地域医療機関の充実に努めます。また、だれもがいつでも適切な診療を受けられるよう、引き続き休日・夜間及び救急医療体制の確保に努めます。

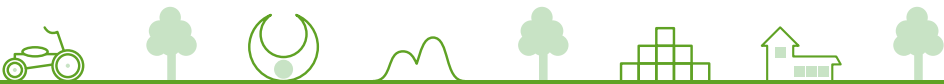
②高齢者支援

■高齢者支援体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に着手してまいります。

■高齢者保健福祉サービス

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会等との連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、おたっしや便をはじめとした買物弱者支援等の福祉サービスの充実に努めます。65歳以上の高齢者が、あん摩・マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術料給付や多年にわたる地域社会に尽力された高齢者に対し、古希（70歳）、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）の方々に長寿祝い金を交付



し、敬老の意を表します。また、9月に70歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催します。

■高齢者の能力活用・社会参加の促進
高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブが行うさまざまなサロン、温水プール等の利用助成、料理教室等の活動支援やボランティア活動の推進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用をはじめ、高齢者の社会参加促進を図ります。

■認知症対策の推進
徘徊高齢者の早期発見や地域での見守り体制の充実を図るため、上峰町高齢者SOSネットワーク事業の支援を行います。また、鳥栖地区広域市町村圏組合に配置される認知症初期集中支援チームの活用や児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催するなど認知症高齢者の早期発見、予防、重度化の防止、啓蒙啓発に向けた取り組みを進めます。

■介護保険サービスの提供
介護保険による法定給付については、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービスといった保険給付を引き続き行います。

■地域支援事業の実施
高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防策として、関係機関と連携した地域支援事業（口腔ケア教室・介護予防筋力トレーニング・転倒予防教室・介護予防3B体操等）を推進します。また、平成29年度より始まった総合事業を活用し「フォーマル・インフォーマルサービス」の有機的な結合に向けての体制づくりを進めるとともに、国保、健康増進担当とも連携し、医療・介護給付費の適正化に向け、若年者から高齢者に至るまでの運動習慣の定着化を図ります。

③障がい者支援

■障がい者支援推進体制の充実
障害福祉制度内容や利用方法・手順の周知など支援推進体制を充実させるため関係機関とより一層の連携と充実を図ります。

■障がい者理解の促進
障害のある人もない人も、誰もが安全安心に暮らしていけるよう障害に対する理解の促進を図っていきます。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法で求められる障がい者に対する不当な差別の禁止や障がい者に対する合理的な配慮にむけた取り組みに向け努力します。

■障害福祉サービスの提供
身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されることを旨として、居宅での生活を支援する訪問系サービス、日中の活動系サービス、居住系サービス等の利用に対する自立支援給付障害福祉サービス等の提供を行います。また、重度の身体障がい者・知的障がい者に対する医療費の一部助成や自立支援医療費助成、補装具給付事業、在宅の重度心身障がい者に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付します。

■保育・教育の充実
障がい児保育における相談機会の充実や特別支援教育における介助員の配置などに配慮するとともに、就学・就労相談や指導をタイムリーに行えるよう努めます。また、経済的負担軽減の観点からは、小・中学校の特別支援学級への就学を行う際保護者等の負担軽減を行います。

■就労支援の充実
「障害者優先調達推進法」の施行により、「上峰町における優先調達推進方針」を定めています。これにより、利用者の平均工賃の底上げを図るため積極的に公共施設に係る公共事業の発注を増やすよう努力します。

④子育て支援

■子育てに対する経済的支援
子どもの医療費助成につきまして、就学前のみ現物給付方式だった助成方法を平成29年度より小・中・高校生までに拡大しました。今までは、病院で一旦保護者が診療代を支払い、後日町へ申請する償還払い方式でしたが、医療機関窓口で町が発行した受給資格者証を提示することにより、保護者負担として通院はひと月一医療機関につき自己負担上限500円を2回まで、入院はひと月一医療機関につき自己負担上限1,000円の支払い、そして院外薬局での薬代支払いは発生しない現物給付方式へと変更しました。今後も保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため更なる子育て支援の充実を図ってまいります。

■家庭等の生活安定・児童の健全な成長のため、児童手当として所得限度額未満の受給者に対し、3歳未満は月額15,000円、3歳から小学校就学前までは第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生以上は10,000円を支給し、所得制限以上の受給者については特例給付として月額5,000円の支給を継続して行います。

■保育料については、国の法改正に伴い年収約360万円未満世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施致しました。また、非課税世帯においては、第2子の完全無償化を行いました。今後も国の動向を見ながら保護者の子育てに対する経済的負担を軽減するための支援を推進してまいります。

■地域の中の子育て環境づくり
既存保育施設の老朽化のため平成30年度認定こども園施設整備事業に取り組み、平成31年4月の開園に向けての建て替えの支援を行います。施設整備を行うことにより、保護者が安心して子ども達を預

けられる環境づくりの充実を図ります。また、現有保育施設との調整も含め、子育て世代への支援を推し進めてまいります。平成29年度から実施しております子ども子育て支援交付金の活用による、一時預かり保育及び病後児保育事業について継続してまいります。

■ひとり親家庭への支援
増加傾向にあるひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、各種手当や助成制度の周知と活用を促進します。また、経済的事情又は家庭の事情等により孤食などの課題を抱える者等が、食事及び団らんなどを通して社会との接点を設けつつ共食を推進し、食事を通じた地域における多世代交流拠点の整備を平成29年度から支援してまいります。子どものみを対象とするのではなく、「子どもも通える多世代交流食堂」として促進を図ります。

■地域福祉
地域福祉を支える多様な担い手の育成
老人福祉センター「おたつしゃ館」の経営をはじめとした社会福祉協議会の運営や、利用者の増加を図るための体制強化等を支援します。また、健康器具等を用いた高齢者の健康づくり支援事業や、社会福祉協議会における公益的の事業を支援してまいります。

■地域主体の支え合い助け合う活動の促進
高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。また、ガバメントクラウドファンディング（GCF）を活用したグループホーム創設を支援してまいります。

■社会保障
低所得者福祉の推進
低所得者の自立に向け、民生委員・児童

委員・児童委員等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。また、ガバメントクラウドファンディング（GCF）を活用したグループホーム創設を支援してまいります。

委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度、資金貸付制度及び生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

■国民健康保険制度の健全運営

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の運営に役割を担い制度の安定化を、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。国民健康保険制度については、広報啓発活動の推進や医療費通知、受診行動適正化指導等を実施し、被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り制度の健全運営に努めます。また、国民健康保険制度の平成30年度からの広域化後も、佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議などで実施後の状況や課題を佐賀県と20の市町で共有し、引き続き協議してまいります。

■国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、引き続き、日本年金機構佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

3. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

① 農業

■農業生産基盤の充実

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。「多面的機能支払交付金事業」は、農地維持支払交付金15組織（うち資源向上支払共同活動を行う14組織含む）、資源向上支払（長寿命化）交付金4組織の

活動に対して、国、県、町からの補助金を各組織に交付します。今年度は、より正確な実施状況報告書の点検や総会の開催確認を写真、議事録等で実施します。「県営クリーク防災機能保全対策事業」につきましては、平成30年度事業費600万円、事業量約600mを計画されており、その10%の負担を予算に計上しています。農地の鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農家に対し深刻な影響を及ぼしています。平成30年度よりボランティアによる捕獲実施隊の編成を行い、捕獲実施隊によるわな隊の設置や点検、捕獲管理システムによる導入で有害鳥獣の迅速な処理等を実施し、猟友会との連携を密に行い、捕獲頭数の増加に向けて支援してまいります。昨年、制定しました狩猟免許取得等補助金により狩猟免許取得者を増加させ、猟友会、捕獲実施隊での活動を更に充実するよう支援をしてまいります。あわせて、従来どおり「鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会」と連携をとりながら「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、イノシシ、アライグマ用箱わなの購入も行ってまいります。

■意欲ある多様な担い手の育成・確保

集落営農組織の法人化については、今後の農業のあり方などについて検討する必要がありますから、行政も惜しまない協力をしていくとともに、ICTを活用した幅広い農業の情報発信に必要な検討を行ってまいります。また、将来の地域農業を支える人材を広く確保・育成するため、就農に必要な基礎的な情報の取得や農業を体験できるトレーニングファームの整備に向けた協議を農業改良普及センター・JAと行ってまいります。

■農産物の生産性の向上と農業の6次産業化の促進

平成30年度において「さがの米・麦・大

豆競争力強化対策事業」により八枚営農組合に中型ローバードを導入し稲わら回収の省力化や、肥育牛の飼料にもなることでより高品質の佐賀牛が生産できることにも支援してまいります。

② 商工業

■商工会の育成

商工会の更なる活性化を図るために指導事業の中で、経営支援サポート事業を支援します。この事業は、商工会会員の中心で経営上の課題を抱えている事業者を対象に、専門家を派遣して実践的な指導・アドバイスをなど経営課題の解決に向けた支援を行います。専門家とは、中小企業診断士をはじめとする経営・技術等の専門知識を有し、適切な診断・助言のできる方で申込者の課題解決に適した専門家を派遣することとなります。

■起業の促進

総務省が、ふるさと納税のさらなる活用策として、ふるさと起業家の支援を提唱したことなどを受けて、これまでのふるさと納税の取組によって得られたネットワークやノウハウを活用しながら、特にECに係る創業や新事業に取り組み事業者等の支援に取り組みしていきます。

■企業誘致の推進

農業やバイオマスの関連産業を中心として、新たな産業の拠点づくりに資する企業の誘致に取り組みます。

③ 観光・交流

■地域特性を活かした観光・交流機能の創出

「鎮西山桜ライトアップ」については、平成30年で7回目の開催となり年々来場者も増加しており、桜のシーズンの風物詩として定着できました。照明機の台数も増やすなど桜をより幻想的に観覧いただけるよう創意工夫を行ってまいります。また、「かみちやりグランプリ」についても町の活性化及び交流人口の増加を図るように主催されています「まちづくり

実行委員会」の運営に対し支援していきます。

交流拠点の整備としては、引き続き、関係者や関係機関と連携しながら、道の駅の設置に向けた取り組みを推進してまいります。

■タウンプロモーション活動の推進

（二社）起立工商協会のDMOとしての機能を高め、観光資源の磨き上げや体験型観光商品の開発・販売促進などに取り組むことにより、産業振興と交流人口の増大を図ります。また、東京・南青山の高級和食店「狸々」との連携など、アンテナショップを活用した特産品等のPRについて引き続き取り組んでまいります。

④ 雇用対策

■雇用機会の確保と雇用の促進

関係機関との連携や、広域的連携のもと、地域雇用開発の促進のための一体的な取り組みを進めるとともに、若者の地元就職やU・J・Iターンの促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

⑤ 消費者対策

■消費者生活相談の充実

消費者生活に関する様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、佐賀県消費者行政推進事業を活用し、消費生活相談体制の充実に努めてまいります。

4. 発展への基盤が整ったまち

① 土地利用・都市計画

■適切な土地利用への誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた誘導を図ります。また西峰地区等への人口増加による町の活力向上を見据え、道路整備の方策等により適正な土地利用と良好な環境の新たな宅地の形成を促進します。

② 住宅施策

■町営住宅の適正管理と整備検討

町営住宅の需要に対応するため、適正な維持管理に努めます。また、老朽化した



■住宅の建替や大規模改修等を検討します。
 ■公営住宅等長寿命化計画の見直し検討
 町営住宅の現状と課題、国の策定方針の改定等を踏まえ、長寿命化計画の見直しを検討します。
 ■質の高い住環境づくり
 旧耐震基準により建築された一般住宅については、耐震診断に対する支援を行います。また、診断の結果に基づき実施する耐震設計及び耐震改修工事についても支援を行います。

■空き家の利活用等の推進
 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき協議会を設置し、空家の活用促進及び特定空家の措置等を内容とする空家等対策計画の策定を進めます。

③道路・公共交通
 ■国道の整備促進
 国道34号線の交差点改良と歩道設置については、渋滞の緩和と歩行者の安全確保に向けて、国道事務所と連携を図り、引き続き地元関係者の協力をお願いしていきます。

■県道の整備促進
 県道坊所城島線の歩道整備については、前年度に引き続き用地買収を予定されており、また、舗装の改修については、中央公園より南側の状態が悪い箇所について実施される予定です。県道神埼北茂安線については、1月15日に一部区間(上峰町九丁分りみやき町江口)が開通したことにより、本町からみやき町津付付近までが直通可能となり、利便性が向上しております。なお、現在工事中の加茂交差点付近の改良工事については、夏頃までには完成の予定です。今後、加茂交差点から西側の未整備区間について、整備要望をしていきます。これらの整備促進を図るために県東部土木事務所との連携を密にし、今後とも意見や情報交換等を積極的に行っていきます。

■町道の整備及び長寿命化
 特定防衛施設周辺整備調整交付金による事業として、西峰東西3号線及び下坊所東西線の実施設計を行います。社会資本整備総合交付金による事業により坊所南北線及び八枚・碓線の実施設計並びに橋梁点検を実施します。また、懸案事項であった変則五差路の改良事業については、再検討を行い実施設計に着手します。道路維持関係では、昨年度に策定した長寿命化計画を基本とし、路面性状調査による緊急度の高い路線から補修を行います。なお、軽微な補修等については、地区からの要望に迅速に対応するため、今年度も維持管理業務委託を行います。他に、集落環境整備として側溝整備等を実施していきます。

役場からのお知らせ

■路線バスの維持・確保
 西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。

■通学福祉バス(のらんかい)の充実
 町民の日常生活を支える通学福祉バス(のらんかい)について、地域公共交通活性化協議会において平成29年3月に策定した地域公共交通網形成計画に基づき、町民にとってより利便性の高い交通機関へとなるよう改善していきます。また、平成29年度から必要な車両や運行に必要なシステム等の調達準備に着手しております。

④情報化
 ■行政内部の情報化の推進
 マイナンバー制度に基づく自治体間の情報連携や行政事務の効率化を推進し、住民サービスの質や利便性の向上に取り組んでいきます。

■多様な分野における情報サービスの提供
 「町民だよりかみみね」に加え、町のポータルサイトやタウンチャンネル、またSNSを通じて、住民生活の向上につながる情報発信を行います。

5. みんなの力でつくるまち
 ①人権尊重
 ■人権相談の充実
 人権擁護委員の増加や関係機関との連携強化、確かな人権感覚と対応能力を持つ職員育成を進め、人権相談の充実を図ります。

②男女共同参画
 ■男女共同参画に関する意識改革の推進
 平成24年3月に策定しました、「上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画」につきましては、平成29年3月に見直しを行い、この計画の推進に当たっては、行政のみならず、町民の皆様をはじめ、地域、事業所、関係機関・団体が主体的に取り組み、総合的に進めていくことが重要であり、皆様の深いご理解とご協力をお願いします。

■男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり
 町の審議会等への女性の積極的な登用や、女性町職員の管理職への登用拡大、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

③コミュニティ
 ■コミュニティ意識の高揚
 地域の自然・伝統文化・農産物等を活用した特産品づくりや体験プログラムの開発の支援などを通じて、地域の自発的かつ自主的な活動を促すことで、コミュニティ意識の高揚を図ります。

④町民参加・協働
 ■広報・広聴活動の充実
 読みやすく分かりやすい広報紙づくりに努めるとともに、ホームページによる広報活動の一層の充実を図ります。

■情報公開の推進
 町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、個人情報保護に配慮しつつ、情報公開を推進します。

⑤自治体経営

■健全な財政運営の推進
 平成28年度決算における実質公債費比率は14.3%に低減し、財政健全化法が施行された平成19年度当時は23.3%でしたが、順調に低減を続けています。また、将来負担比率についても、平成19年度当時は211.0%でしたが、平成28年度決算では算出基礎がマイナスとなり比率は発生しておりません。しかしながら、今後においても節減に努め、健全な財政運営を行います。

■人材の育成
 人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や成果主義に基づく人事評価制度の充実・定着化等を進め、地方分権・地方創生の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

■以上、平成30年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げましたが、これらを成し遂げるにあたっては、議会並びに町民の皆様方のご理解とご支援が必要不可欠であると認識しております。引き続き議員各位のご助言・ご指導をお願い申し上げますとともに、町政運営に邁進する覚悟をここに宣誓し、所信とさせていただきます。ご清聴いただきありがとうございます。



おわびと訂正

町民だよりかみみね2018年3月号No.279（平成30年3月1日発行）の食育に関する特集ページの記事に誤り及び表現が適切でない箇所がありました。変更版はホームページに掲載し、地区回覧でも特集ページの差替えページをお知らせいたしました。

読者の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

給食費無償化事業について、ふるさと納税の寄附を充当した事業ではないため、下記のとおり訂正します。

該当箇所	訂正前	訂正後
3ページ 14行目～	それが、ふるさと納税の寄附によって、小学校の給食室の改修工事が行われ、自校式給食が再開し、さらには給食無償化が実現しました。	それが、ふるさと納税の寄附によって、小学校の給食室の改修工事が行われ、自校式給食が再開しました。

また、給食を通して町の特産品や地産地消について学ぶ機会であり、ふるさと納税について学ぶ機会ではなかったため、下記のとおり訂正します。

該当箇所	訂正前	訂正後
2ページ	「ふるさと納税とは？」表	削除
2ページ 3行目～	給食を通して、子どもたちに地産地消の大切さや、ふるさと納税の仕組みを伝えるための取り組みです。	給食を通して、子どもたちに地産地消の大切さを伝えるための取り組みです。
3ページ上段 23行目～	そこで、子どもたちにも町の特産品やふるさと納税について学校給食を通して学んでもらおうと、佐賀牛や天衝米が提供されました。 ふるさと納税返礼品の中でも人気がある佐賀牛は、～	そこで、子どもたちにも町の特産品について学校給食を通して学んでもらおうと、佐賀牛や天衝米が提供されました。 佐賀牛は、～
3ページ中段 5行目～	ビーフストロガノフを提供しました。 また別の日には、ふるさと納税返礼品で好調の地元のお米「天衝米」が子どもたちに提供されました。	ビーフストロガノフが提供されました。 また、議会からの要望で予算化した「美味しい給食予算」により、地元のお米「天衝米」も提供されました。
3ページ中段 12行目～	さらに、給食の時間に食材を通じてふるさと納税について学ぶ場が設けられました。町の特産品がふるさと納税で多くの人に親しまれ、それが寄附に繋がっていることを学んでから、佐賀牛や天衝米を食べた子どもたちは～	さらに、給食の時間に食材を通じて地産地消について学んでから、佐賀牛や天衝米を食べた子どもたちは～
3ページ下段 8行目～	今後も子どもたちに町の地産地消やふるさと納税について学ぶ機会を作り、～	今後も子どもたちに町の地産地消について学ぶ機会を作り、～

農業集落排水(下水道)使用料の免除について【一般世帯】

住民の皆様が利用されている下水道は、その使用料等で維持管理などに要する費用をまかなっています。使用料の算定は1か月につき、1世帯当り2,000円と世帯員1人当り500円を加えた額に消費税が加算された額となっています。

ただし、実際には一定期間居住実態がなく、算定された使用料と異なることが明らか場合は、申請によって客観的に使用実人数が判断できるものを添付（証明）し、減額されることがあります。これが使用料の免除制度です。

1. 申請の方法

免除申請書は建設課に用意しております。

2. 必要な書類、証明等

〔就学・就業〕

学生証、在学証明書、就業証明書、住居の賃貸契約書、光熱水費の領収書等

〔入院・入所〕

入院費や入所費用の領収書、民生委員の証明等

（証明に費用等が発生する場合は民生委員の証明で可）

〔その他〕

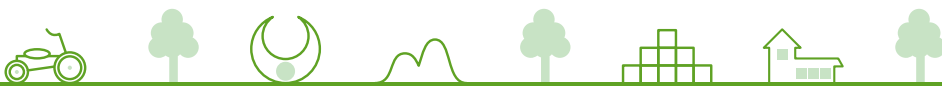
実際の居住人員がわかる書類、証明書等

3. 免除の期間

免除が承認されれば、申請があった日の翌月から減人員分が減額されますが、期間は年度単位で、最長でも年度末（3月分）までとなります。中途で再度同居される場合は必ず届けが必要となります。

なお、新年度（4月以降）も居住しない事実が継続する場合は、再度申請を行ってください。

問い合わせ先 建設課 管理係 ☎5217414



自動電話案内・災害情報配信メールをご利用ください

《防災行政無線自動電話案内サービスのご案内》

防災行政無線の放送を聞き逃した場合や聞こえづらい場合など、電話にて放送内容を確認できます。(通話料はご本人負担になります。)

● **電話番号** ☎55-1344 ・ ☎55-1345

※どちらでも聞くことができます。

《災害情報配信メールのご案内》

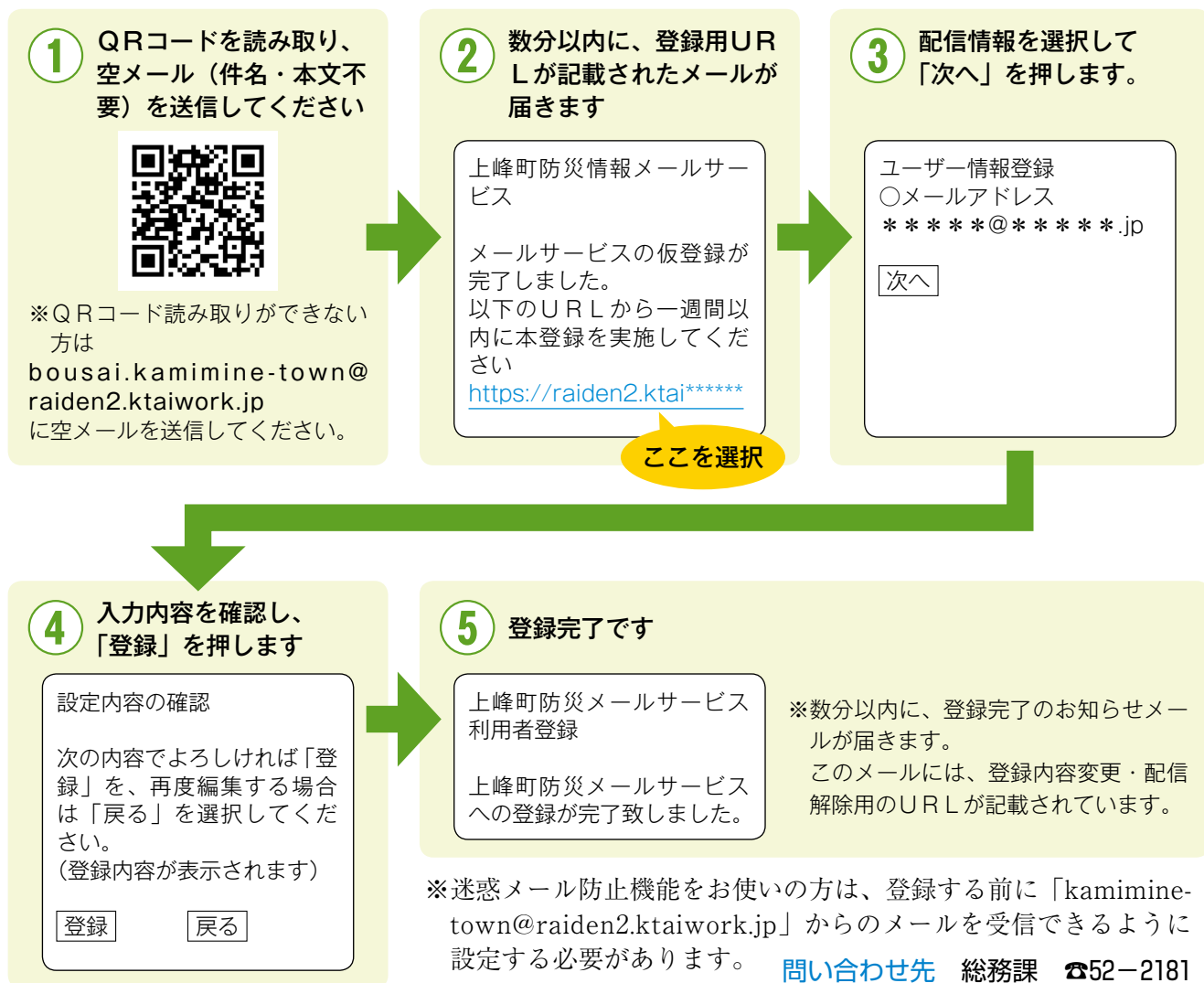
町民の皆様がどこでも迅速に緊急情報や連絡情報を受け取れるよう、お持ちの携帯電話やパソコンへ様々な防災情報をメールで配信するサービスを行っております。

登録に関する費用は無料です。ぜひご活用ください。

※メール受信にかかるデータ通信料は利用者の負担となります。

● 配信情報：防災情報・避難に関する情報など

● 登録方法



役場からのお知らせ

後期高齢者医療制度 平成30年度・平成31年度の保険料率のお知らせ

後期高齢者医療制度は、法律により2年ごとに保険料率を改定することとなっています。
今回の改定では、県財政安定化基金や剰余金の活用などにより、前回（平成28・29年度）の保険料率に据え置くこととなりました。

賦課限度額については、引き上げることとなりました。

1 保険料の計算方法（平成30年度・平成31年度）

保険料は、被保険者1人当たりいくらと決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額となり、対象となる被保険者の方全員に納めていただきます。

<p style="text-align: center;">年間保険料 (賦課限度額62万円) ※引き上げ前57万円</p>	=	<p style="text-align: center;">被保険者 均等割額 1人当たり 51,800円</p>	+	<p style="text-align: center;">所得割額 被保険者に係る 基礎控除後の 総所得金額等 ×9.88%</p>
--	---	--	---	--

2 所得の低い方等への保険料の軽減

被保険者均等割額の軽減

世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等の合計額	軽減後の額(年額)	軽減割合
「基礎控除（33万円）」を超えない世帯で、その世帯の被保険者全員の各所得（年金の場合は、年金収入から80万円を差し引いた額を使用）の合計が0円となる世帯	5,100円	9割軽減
「基礎控除（33万円）」を超えない世帯	7,700円	8.5割軽減
「基礎控除（33万円）+27.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	25,900円	5割軽減
「基礎控除（33万円）+50万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	41,400円	2割軽減

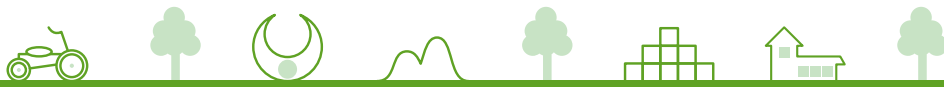
※所得割額の軽減特例措置の廃止

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下の方は、特例措置により平成28年度までは5割軽減が適用されておりましたが、制度の見直しにより平成29年度は2割軽減となり、平成30年度以降はこの特例措置は廃止となります。

3 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

被保険者の資格を得た日の前日に健保組合、船員保険、共済組合などの被扶養者だった方は、保険料の被保険者均等割のみが賦課され、平成28年度までは特例措置により9割軽減となっておりましたが、制度の見直しにより平成29年度は7割軽減となり、平成30年度は5割軽減となります。

なお、被扶養者であった方が、所得の低い方の軽減措置に該当する場合は、軽減割合の大きい措置が適用されます。



4 保険料の納め方

(1) 年金の受給額が月額1万5千円以上の方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

① 2か月ごとに支給される年金からのお支払い。

※ただし、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分以上を超える場合は、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

② 被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの「口座振替」によるお支払い。

※健康福祉課保険年金係でのお手続きが必要です。

※世帯主、配偶者等の口座からのお支払いに変更した場合、お支払いされた方は確定申告等により社会保険料控除を受けることができますので、世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。

(2) 年金の受給額が月額1万5千円未満の方は、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

問い合わせ先 健康福祉課 保険年金係 ☎52-7413

佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎64-8476

平成30年度の国民年金保険料月額16,340円です!!

平成30年4月から平成31年3月までの国民年金保険料の月額は、前年度より150円引き下げられ**16,340円**になります。

平成30年度の納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されますので、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。また、口座振替やクレジットカードでの納付もできます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。

【平成30年度の前納額】

支払方法	6カ月前納		1年前納		2年前納	
	【上期】4月～9月分		4月～3月分		平成30・31年度	
	【下期】10月～3月分					
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月現金で納付	98,040円	-	196,080円	-	393,000円	-
現金で前納	97,240円	800円	192,600円	3,480円	378,580円	14,420円
口座振替で前納	96,930円	1,110円	191,970円	4,110円	377,350円	15,650円

問い合わせ先 佐賀年金事務所 ☎31-4191

健康福祉課 ☎52-7413

国民健康保険の加入や脱退の届出は14日以内に行いましょう!!

国民健康保険に加入するときや脱退するときは、世帯主または加入者自らが届出をしなければなりません。異動があった日から14日以内に健康福祉課保険年金係へ届出をしてください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【国保に加入するとき】	【国保を脱退するとき】
○他の市町村から転入してきたとき (社会保険等に加入していない場合)	○他の市町村へ転出したとき
○職場の健康保険等をやめたとき	○職場の健康保険に加入したとき
○国保加入者の方の子どもが生まれたとき	○社会保険等の扶養に入ったとき
○生活保護を受けなくなったとき	○国保加入者の方が死亡したとき
	○生活保護を受け始めたとき

問い合わせ先 健康福祉課 保険年金係 ☎52-7413

子どもの健診・相談

場所 町民センター

子どもの相談・サークル

健診・相談項目	対象者	健診日	受付時間
2か月児相談	実施月に 2か月になる児	4月26日(木)	9時30分 ～ 10時
		H30.2月生	
		5月23日(水)	
		H30.3月生	
乳児健診	実施月に 4か月になる児	4月26日(木)	13時 ～ 13時30分
		H29.12月生	
		5月23日(水)	
	実施月に 10か月になる児	H30.1月生	
		4月26日(木)	
		H29.6月生	
1歳6か月児 健診	1歳6か月～ 1歳9か月	4月18日(水)	13時～ 13時30分
		H28.7月生～8月生	
3歳児健診	3歳6か月～ 3歳9か月	5月10日(木)	13時～ 13時30分
		H26.8月生～9月生	

✿育児相談(予約制)✿

～毎月1回、育児相談を行っています～

日程 4月9日(月)、
5月7日(月)

時間 10時～11時30分

場所 役場1階 健康相談室

内容

身体測定、離乳食や子どもさんの
栄養相談、育児の悩みなど

※希望される方は、事前に健康福祉課
(保健師)にご連絡ください。

✿育児サークル子育てらんど✿

日程

4月5日(木)、12日(木)、19日(木)、
26日(木)

5月10日(木)、17日(木)、24日(木)、
31日(木)

時間 受付：10時～10時30分

開始：10時30分

場所 おたっしゅ館

対象 6か月～就園前の子どもさん

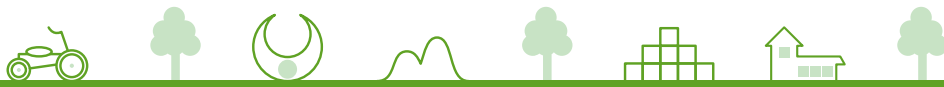
内容 歌遊び、季節の行事など

※予約は不要です。入館料は無料です。

4月 日曜・祭日在宅医

	医院名	市町名	電話		医院名	市町名	電話
1日(日)	うえきクリニック	上峰町	0952-51-1881	22日(日)	やまだ小児科 クリニック	上峰町	0952-51-1516
8日(日)	大島病院	みやき町	0942-89-2600	29日(日)	大島病院	みやき町	0942-89-2600
15日(日)	東佐賀病院	みやき町	0942-94-2048	30日(月)	斎藤整形外科 医院	みやき町	0942-96-3110

診療時間は9時～17時まで。必ず医療機関に確認のうえ、受診してください。



各種健康診査のご案内

※平成30年4月から平成31年3月末までに、
各検診1人1回受診できます！

【国民健康保険・後期高齢者医療保険の集団健診】

健診項目	対象者	日程	対象地区	受付時間	会場	料金
特定健診	40歳から74歳の 国保加入者	4月20日(金)	大字堤	8時30分 ～ 10時30分	老人福祉センター おたっしや館	無料
		4月21日(土)	大字前牟田 上坊所			
		4月22日(日)	大字江迎 下坊所			
		4月23日(月)	井手口 郡境			
		4月24日(火)	下津毛・三上			
若年者健診	30歳から39歳の 国保加入者	4月20日(金)～24日(火)				
後期高齢者健診	75歳以上の方					

- ◆特定健診は、混雑を避けるために対象地区を分けていますが、どの日程でも受診できます。
- ◆特定健診は、医療機関での個別健診も行っています。**個別健診受診の場合は、料金1,000円が必要です。**
- ◆後期高齢者健診で、医療機関での個別健診を希望される方は、健康福祉課へお問い合わせください。

【各種がん検診等】

特定健診と同じ会場で、下記の検診も実施しています。予約不要です。

検診項目	対象年齢	日程	受付時間	会場	料金
肺がん検診	40歳以上	4月20日(金) ～ 4月24日(火)	8時30分 ～ 10時30分	老人福祉センター おたっしや館	無料
胃がん検診 (胃透視)	40歳以上				
ピロリ菌検査 (血液検査)	30歳以上39歳以下				
大腸がん検診 (当日は容器配布のみ)	40歳以上				
前立腺がん検診 (血液検査)	50歳以上の男性				
肝炎ウイルス検査 (血液検査)	20歳以上 ※過去に受けていない方のみ				

★注意事項★

- ①胃がん検診を受ける方は、検査前日の夜10時以降は飲食できません。
ただし、内服薬（**血糖降下剤以外**）については、検査当日の朝7時までにはコップ1杯程度（150ml）までの水で内服することはできます。
- ②現在、病気の治療中の方や過去に手術を受けられた方等、上記のがん検診等を受診できない場合があります。治療中の方は、かかりつけの医師に事前に確認をお願いします。

各種健診に関する問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係（保健師） ☎52-7413

高齢者の肺炎球菌予防接種 ～4月から接種対象者が変わります～

【平成30年度接種対象】 平成31年3月31日までの接種対象

①平成30年度に次の年齢となる方 ※対象の方には、個人通知します

年齢	対象年月日	年齢	対象年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生	85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生	90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生	95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生	100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日生

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能等に障害を有する方

【接種費用】 2,500円 ※生活保護の方は、無料

【接種期間・回数】 平成31年3月31日までに1人1回 ※過去に接種歴のある方は対象外

【実施期間及び申込み先】 県内登録医療機関

問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係 ☎52-7413

介護保険料は納期限までに納めましょう

介護保険料は法律の定めにより、40～64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと「給付制限」（例：利用者負担が1割から3割に引き上げられる等）がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

【介護保険料（普通徴収）の納付期限及び口座振替の振替期日】

平成30年度					
納期	納期限及び口座振替日		納期	納期限及び口座振替日	
1期(6月)	平成30年	7月2日(月)※	6期(11月)	平成30年	11月30日(金)
2期(7月)		7月31日(火)	7期(12月)		12月25日(火)※
3期(8月)		8月31日(金)	8期(1月)	平成31年	1月31日(木)
4期(9月)		10月1日(月)※	9期(2月)		2月28日(木)
5期(10月)		10月31日(水)	10期(3月)		4月1日(月)※

※納期限の設定について原則、納期月の月末（12月は25日）。

月末が土日祝日の場合は金融機関が休みのため翌営業日となります。そのため、同月に納期限が2回ある月がありますのでご注意ください。

口座振替をご利用ください！

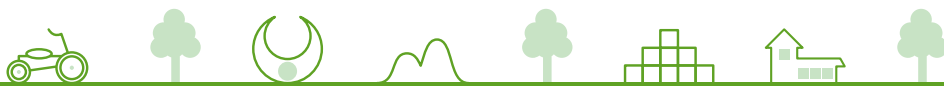
納め忘れがなく安心、手間も省けて便利です。

普通徴収（窓口納付）の方は口座振替もご利用いただけます。

お申込み・お問い合わせは、介護保険担当課の窓口または、鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険料係（☎0942-85-3637）へ。

介護保険は、介護が必要となった時の不安や負担を、社会全体でささえあう制度です。

ご本人や家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。



各種手当額が改定されます

平成30年4月より、法律の規定により改定となります。

【児童扶養手当】

現行（月額）

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人のとき	月額42,290円	月額9,980円～42,280円
児童2人のとき	9,990円加算	月額5,000円～9,980円加算
児童3人目以降	5,990円加算	月額3,000円～5,980円加算

平成30年4月以降（月額）

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人のとき	月額42,500円	月額10,030円～42,490円
児童2人のとき	10,040円加算	月額5,020円～10,030円加算
児童3人目以降	6,020円加算	月額3,010円～6,010円加算



問い合わせ先 住民課 子育て支援係 ☎52-7412

【特別児童扶養手当、特別障害者手当等】

	平成29年度（月額）
特別児童扶養手当1級	51,450円
特別児童扶養手当2級	34,270円
障害児福祉手当	14,580円
特別障害者手当	26,810円
経過的福祉手当	14,580円

	平成30年度（月額）
	51,700円
	34,430円
	14,650円
	26,940円
	14,650円



問い合わせ先 健康福祉課 福祉介護係 ☎52-7413

狂犬病予防集合注射のご案内

※登録されている犬については、3月中旬に「平成30年度狂犬病予防注射申込書」のはがきを送付していますので、注射当日に持参してください。

場所・日時

上峰町役場庁舎

・4月6日（金）

15時～15時30分まで

・4月8日（日）

11時～12時まで

鳥栖市役所

・4月22日（日）

9時～10時まで

料金

登録済の犬 3,150円

（注射料金2,600円、注射済証交付手数料550円）

新規登録の犬 6,150円

（右記金額に、プラス登録料3,000円）

※犬の体調が悪い場合は、注射をお断りする場合があります。

※今回の集合注射に都合が合わない場合は、直接担当獣医師にご相談ください。

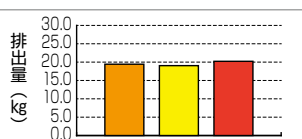
お問い合わせ先 住民課 環境係 ☎52-17412



てんりゅうくんのごみ減量速報

1人当たりごみ排出量（月間）

可燃・不燃・粗大ごみ合計



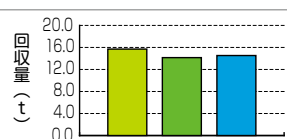
ごみが
増えちゃった！
来月は減らそう！

前年同月比

+ 1.18 kg

資源物の回収量（月間）

皆様のご協力が集まった資源物



資源が増えた！
やったね！

前年同月比

+ 0.38 t

※施設で燃やすごみは、40%近く水分が含まれています。生ごみ等の水切りのご協力をお願いいたします。



平成30年度より、飼い主のいない猫（野良猫）への不妊去勢手術（TNR活動）の補助事業を始めます！



上峰町では平成30年4月より、野良猫による環境被害の軽減と、動物愛護の精神に基づく人間との共生を推進する為に、飼い主のいない猫（野良猫）への不妊去勢手術（TNR活動）補助事業を実施します。

事業設立の背景

年々、猫に関する相談が増えていますが、特に野良猫がふん尿をする、ごみを荒らす、鳴き声、車にキズをつける等の苦情が多く寄せられています。

現状では野良猫は不妊去勢手術をしていないことが多いので、野良猫同士で繁殖してしまい、1匹の猫が1年で20匹以上に増えることもありえます。

一方で、猫は本来愛護動物であり、どんどん増えてしまうからと、野良猫を傷つけたり殺してしまうなどの虐待行為は、法で罰せられます。（動物の愛護及び管理に関する法律 第44条）

また、繁殖してしまった野良猫は交通事故や伝染病で死んでしまうリスクが非常に高く、弱っているところを運よく保護されても、引き取り手がいない場合は殺処分の対象になることもあります。

一概に「野良猫＝不幸な猫」とは言えませんが、不妊去勢手術（TNR活動）を進めることによって、不幸な猫をこれ以上増やさないことや、住民への環境被害の軽減が期待できます。

不妊去勢手術をすると…

- ①発情期の鳴き声が少なくなります。
- ②ふんや尿の臭いが少なくなります。
- ③不幸な猫が増えるのを防ぐことができます。
（現在生きている猫が縄張りやエサの取り合いをせずに暮らせます）



役場からのお知らせ

補助内容

①野良猫の不妊去勢手術費用に対し補助金を交付します。

オス…“去勢”手術費用補助（上限 10,000 円）

メス…“不妊”手術費用補助（上限 20,000 円）

②不妊去勢手術を実施する場合に限り、捕獲機を貸出します。

最大5台まで

補助対象者

動物愛護の趣旨に賛同の上、自らTNR活動ができる下記の方々

- ①各地区 区長
- ②上峰町内に住所を有する2名以上で構成される住民グループ（同一世帯不可）

申請方法

手術実施を検討している段階で、住民課環境係まで下記申請書類をご提出ください。

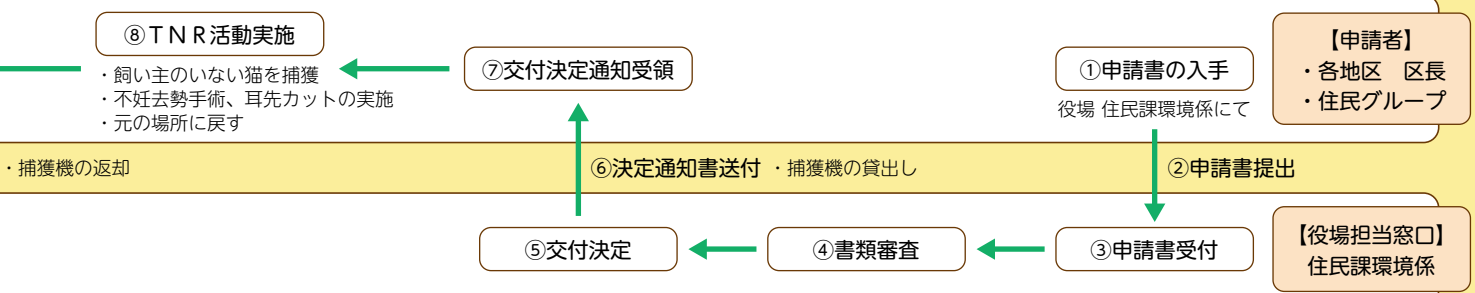
交付決定を受ける前に手術された分は補助対象外となります。

- ・住民グループ登録申請兼飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請書
- ・TNR活動実施計画書
- ・住民グループ全員の「町税の滞納のない証明書」（区長からの申請時は不要）
- ・振込先口座のコピー

問い合わせ

ご不明な点や申請希望等、まずはお気軽にご相談ください。（住民課 環境係 ☎52-7412）

飼い主のいない猫 不妊去勢手術費補助金交付の流れ



TNR活動とは？

Trap (トラップ)・捕獲、Neuter (ニュート)・不妊去勢手術、Return (リターン)・猫を元の場所に戻す。頭文字をとって「TNR活動」と呼ばれています。不妊去勢手術を終えた猫は耳をカット、その耳のカタチが桜の花びらに似ていることから、術後の猫は「さくらねこ」と呼ばれています。



Trap (トラップ)：捕獲すること

- 猫がけがをしないように気をつける。
- 連絡先、目的など書いた張り紙をつける。
- 捕獲機を仕掛けている間、その場所から離れない。
- 猫が捕獲機に入ると速やかに布で捕獲機全体を包み込んで猫を安心させる。



Neuter (ニュート)：不妊去勢手術のこと

- 不妊手術済みの目印として、猫の耳先をVカットします。
- 全身麻酔がかけられているので、猫は痛みありません。
- 出血もほとんどないです。



Return (リターン)：猫を元の場所に戻す

- 猫ボランティアさんは術後経過観察をすること
- 餌は置き餌をせず、猫が食べ終わるのを待ち、あとかたづけと掃除をすること。
- 捕獲もれの猫は速やかに捕獲してTNRを行う事。

役場からのお知らせ

町からのお願い!!

『地域猫活動』のすすめ

「近所で野良猫に餌をやる人がいて、迷惑している。」等の相談が多く寄せられています。上峰町では単なる野良猫への餌やりはしないよう指導しています。

地域には猫が苦手な方やアレルギーのある方もいます。

野良猫が可哀想だからと、単に餌をやっていると、近隣同士で住民トラブルに発展する可能性も有ります。

餌やりしたいと思われるのであれば、責任を持って屋内で飼育するか、以下のような条件を決めて地域の理解を得ながら餌やりをしてください。

条件① 時間を決めて限られた猫にのみ餌やりを行う。

これを行わないと、際限なく猫が集まって地域に野良猫が増えてしまったり、他の猫に横取りされて、本当に餌をやりたい猫に餌が行き渡らなくなったりします。

条件② トイレを設置し、ふん尿の清掃を行う。

地域住民のふん尿被害が減ります。猫を飼われていない方にとって、猫のふん尿の臭いはとても嫌なものです。ふん尿被害は住民同士のトラブルに発展する可能性が一番高い要因です。

条件③ 不妊去勢手術を施し、繁殖防止を行う。

不幸な猫の増加を防ぐことができ、将来的な不安を解消することができます。また、猫にとっても生殖器系の病気にならなくなったり、発情によるストレスが無くなったりします。

条件④ 上記①②③の取り組みを周辺地域に周知し、定期的に報告を行う。

世話をしている頭数や状況を報告することにより、地域での理解を得られやすくなり、トラブルになる可能性を減らすことができます。また、地域の子供達に命の大切さを教えることができます。

重要!

耳先カットは「手術済み」の目印です

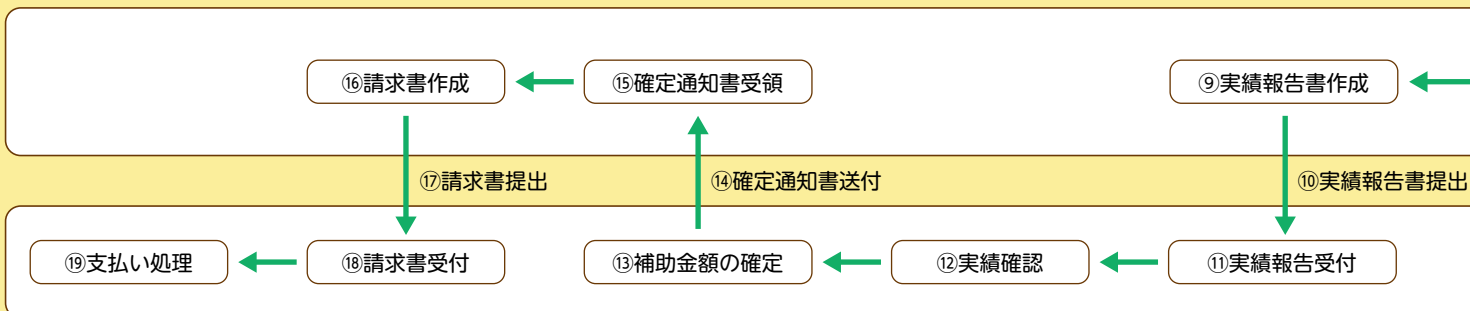


不妊去勢手術をした猫は1代限りの猫です。地域に住む仲間として優しく見守ってください。

このような取り組みを『地域猫活動』と言います。

『地域猫活動』によって、野良猫による環境被害の軽減と、野良猫と地域住民の共生が見込めます。

上峰町では、4月よりスタートする「飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業」を活用するなどして『地域猫活動』を推奨していきます。このような活動に興味のある方は、住民課環境係まで一度ご相談ください。



住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助します

上峰町では地球温暖化問題への取り組みの一つとして住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)設置費用の一部を補助しています。平成30年度も補助を継続いたします。

補助対象者 以下のすべての要件を満たす方が補助の対象となります。

- 1 町内に居住、または居住予定の方
- 2 既存および新築住宅に、対象システムを新規に設置もしくは、対象システムつき建売住宅を購入する個人の方
- 3 町税を滞納していない方
- 4 申請年度内に設置が完了し、実績報告書の提出ができる方

※注意 補助金交付決定前に対象システムの設置工事に着手している場合、又は対象システムつき建売住宅の引渡しを受けている方は対象となりません。

補助対象システム

- 1 低圧配電線と逆潮流ありで連係できるもの
- 2 電力会社と電力受給契約を締結できるもの
- 3 未使用品のもの
- 4 太陽電池の最大出力が10kW未満であるもの

補助金の額 出力1kW当たり20,000円とし、上限80,000円

申請に必要なもの 上峰町ホームページよりダウンロードできます。

- 交付申請に必要な書類
- 実績報告に必要な書類
- 補助金の支払いに必要な書類
- 住民票（住民記録係にて発行。発行手数料300円がかかります。）
- 町税滞納のない証明書（税務課にて発行。発行手数料300円がかかります。）
- 印鑑



問い合わせ先 住民課 環境係 ☎52-7412

生ごみ処理機器購入費用の一部を補助します

上峰町ではごみ減量への取り組みの一つとして生ごみ処理機器購入費用の一部を補助しています。平成30年度も補助を継続いたします。

生ごみ処理機を使用すると生ごみの量を減らせるだけでなく、たい肥として利用できたり、台所が衛生的になるメリットがあります。

補助金の額

- | | | | |
|--------------|----------|----|---------|
| ①生ごみコンポスト化容器 | 購入金額の1/2 | 上限 | 2,000円 |
| ②電動生ごみ処理機 | 購入金額の1/2 | 上限 | 20,000円 |

申請時に必要なもの

- 上峰町生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書
- 上峰町生ごみ処理機器販売証明書
- 領収書
- 町税滞納のない証明書（税務課にて発行。発行手数料300円がかかります。）
- 印鑑

※申請を希望される方は住民課環境係の窓口まで直接お越しください。

問い合わせ先 住民課 環境係 ☎52-7412

生ごみを残さず
お台所はいつも清潔!



自衛隊新入隊員 激励会

去る2月26日(月)上峰町出身者の自衛隊新入隊員激励会が開催されました。上峰町からは、4名が自衛隊へ入隊される予定です。

激励会では、武廣上峰町長、漆原上峰町自衛隊家族会会長、大塚佐賀地方協力本部長より激励の言葉がありました。新入隊員は、入隊先での活躍を力強く誓っていました。今後のご活躍をお祈りします。



陸上自衛隊曹友会様より 車椅子の寄附をいただきました

3月14日(水)、陸上自衛隊目達原駐屯地をはじめ小郡駐屯地、久留米駐屯地、前川原駐屯地の曹友会の皆様から地域貢献活動の一環として車椅子を3台寄附していただきました。

いただいた車椅子は町福祉行政のために有効に活用させていただきます。誠にありがとうございました。



「上峰町つばきの森トレイル」 を開催しました

2月25日(日)、鎮西山周辺をコースとしたトレイルランニング大会「上峰町つばきの森トレイル」を開催しました。大会には男女合わせて約130名のランナーにお越しいただきました。

雨天による決行ということもあり、足元は大変滑りやすかったのですが、ボランティアの方々のご協力もあり、ランナー全員怪我無く完走することができました。



Pick Up 田中孝氏自選展図録寄贈について

上峰町在住で、三養基郡内で美術教員として教鞭を執られていた田中孝氏より、平成29年10月に野菊の里にて実施された「田中孝彫刻自選展2017」の図録をふるさと学館に寄贈いただきました。閲覧をご希望の方は、ふるさと学館のカウンターでお声かけください。



みんなの表彰 Commendation

佐賀県教育庁
東部教育事務所長表彰 受賞

上峰中学校2年大里太志君が、学校や地域において他の児童生徒の模範となる善行をしている児童生徒の功績をたたえる「東部教育事務所長表彰」を受賞しました。

受賞の内容は、2年生の4月から自主的に取り組んできた朝のあいさつ運動が評価されたものです。今後のさらなる活躍を期待しています。



「佐賀県スポーツ賞」受賞!!

平成29年に開催された各種スポーツ大会等において優秀な成績を収め、県のスポーツ推進に貢献した選手等の功績をたたえる「佐賀県スポーツ賞 優秀賞」を、浅田匠くん（神埼ジュニア新体操クラブ所属）が受賞されました。今後もさらなる活躍を期待しています。

〈主な成績〉

- ・九州小学生新体操大会 個人総合1位
- ・九州小学生新体操大会 団体1位
- ・全日本ジュニア新体操選手権大会 団体1位（2連覇）



みんなの表彰

文化・スポーツ・情報

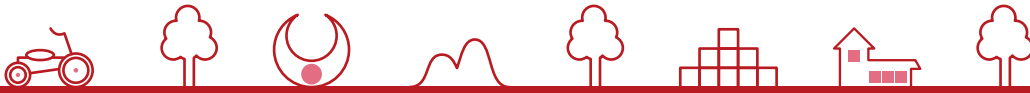
4月の小・中学校行事

小学校の行事

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 6日（金） 始業式、赴任式（給食なし） | 21日（土） 土曜開校日、リレーカーニバル、PTA総会 |
| 11日（水） 平成30年度入学式（2年生以上給食あり） | 23日（月） 交通安全教室 |
| 13日（金） 授業参観、学級懇談会（2～6年生） | 24日（火） 知能検査（2、4、6年生） |
| 17日（火） 全国・県学力学習状況調査 | |

中学校の行事

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 6日（金） 始業式、赴任式（給食なし） | 17日（火） 全国学力学習状況調査（3年生）、県学習状況調査（1、2年生） |
| 9日（月） 標準学力検査（2、3年生）、給食開始 | 19日（木） 中央委員会、学級討議、各部委員会 |
| 10日（火） 標準学力検査（2、3年生）、入学式準備 | 20日（金） 部活動正式入部（1年生） |
| 11日（水） 平成30年度入学式、視力検査（2、3年生）、聴力検査（3年生）、部活動中止 | 23日（月） パスガード（2年生） |
| 12日（木） 知能検査（1年生）、地区生徒会、生徒会オリエンテーション、発育測定 | 23日（月）～27日（金） 家庭訪問 |
| 13日（金） 標準学力検査（1年生）、夏服採寸（1年生）、総務認証式、部活動紹介、第1回PTA代議員会 | 24日（火） 眼科検診 |
| 13日（金）～19日（木） 部活動見学 | 25日（水） 生徒集会 |
| 16日（月） 自転車点検（1年生）、交通教室（1年生） | 26日（木） 心電図検査（1年生） |
| | 27日（金） QU検査、歯科検診（2年生） |
| | 28日（土） PTA総会、授業参観、部活動保護者会 |



グラウンドゴルフ大会 の結果について

大会名 2月上峰町G.G交歓大会
 主管 上峰町G.G協会
 期日 2月16日
 場所 中央公園
 ゲーム 8ホール×3=24ホール
 成績 個人

順位	氏名	打数(ホールインワン数)
優勝	佐藤 昭和	42打(3)
準優勝	森園 海征	52打(2)
3位	押方 義照	55打(2)
4位	西 俊美	56打(2)
5位	下池 修	56打(1)

2年ぶり！平成29年度京王観光カップ 第35回九州中学校バレーボール選抜優勝大会出場

2月10日(土)11日(日)第35回九州中学校バレーボール選抜優勝大会佐賀県予選会が小城中学校体育館他にて開催され県内男子30校が集う中、上峰中学校男子が準優勝することができ、3月24日(土)～26日(月)に沖縄県那覇市民体育館にて開催される九州大会に佐賀県代表として出場が決定いたしました。

<上中男子バレーボール部保護者より>

地域と学校のご理解、ご協力あつての事と心より感謝致します。

中学生代表としてはまだまだマナーも、バレー技術も未熟ですが大きな大会に参加することで一つでも多くのことを学び、糧にしたいと思います。

今後とも子ども達への応援の程、宜しくお願い致します。



第13回開成K W N S 旗争奪少年野球親善試合・優勝!!

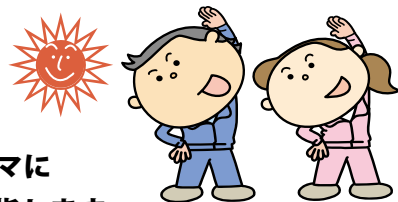
2月3日、4日に佐賀市立スポーツパーク川副にて開催された、第13回開成K W N S 旗争奪少年野球親善試合(4年生以下の大会)で見事優勝しました。今年最初の大会ということもあり、初めは緊張で硬くなっていた子ども達ですが、粘り強く一戦一戦を戦い抜き勝利を勝ち取ることができました。

現在、上峰少年野球クラブは、平田監督の指導の下、1年生～6年生まで総勢23人で毎週火・水・金(土・日不定期)に活動しています。野球に興味のある小学生のみなさん、一緒に野球をやってみませんか?体験・入部希望の方はお問い合わせください。

☎上峰少年野球クラブ保護者会会長
 川崎 ☎090-1346-1082



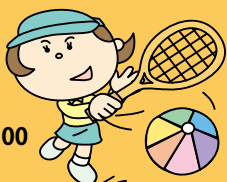
会員募集中!



ふれあい友遊かみみね は **いつでも、だれでん、いつまてん** をテーマに
多世代交流、心と体の健康、みんなの生きがい、青少年の健全育成を目指します。

ミニテニスサークル

- 活動日時
毎週火曜日
10:00～12:00
- 活動場所
上峰町体育センター



初めての方でも、手軽にゲームが楽しめます。お昼の時間を使って大好評!

ジュニアスポーツ教室

- 活動日時
毎週水曜日
17:30～18:30
- 活動場所
上峰小学校体育館



とんで、はしって、ころがって、なげて、笑って、みんなで楽しく遊びます。

ソフトバレーサークル

- 活動日時
毎週水曜日
20:00～22:00
- 活動場所
上峰町体育センター



大人気のソフトバレー。チームじゃないから気軽に参加、プレーできます。

ストレッチ教室

- 活動日時
毎週土曜日
20:00～21:00
- 活動場所
上峰町体育センター2F



自分の体のメンテナンスに時間を使ってみませんか。ダイエットに体力づくりに大好評!

スポーツ吹矢教室

- 活動日時
毎週金曜日
10:00～12:00
- 活動場所
イオン上峰3F
(イオンホール)



シニア世代に大好評!みんなで楽しく集ってスポーツ吹矢の呼吸法で健康に体力作り!

ヨガ教室

- 活動日時
毎週 火曜日
19:15～20:45
- 活動場所
イオン上峰3F (イオンホール)



“からだ ころろ きれい”ご褒美の時間を作って話題のヨガを楽しみませんか。

ラージボール卓球サークル

- 活動日時
毎週土曜日
13:00～15:00
- 活動場所
上峰町体育センター



初心者もベテランもいつでも気軽に参加下さい。仲間と楽しくプレーできます。

スポーツ屋台村

- 活動日時
毎週土曜日
20:00～22:00
- 活動場所
上峰町体育センター



ミニテニス
ソフトバレー
ラージボール卓球
など

土曜の夜は家族と仲間とみんなで《アソバナイト》が合言葉!週に一度、みんなでスポーツを楽しみませんか?

あさヨガ教室

- 活動日時
毎週 土曜日
10:00～11:30
- 活動場所
上峰町民センター(和室)



人気のヨガ教室が“あさヨガ教室”として登場! 朝の時間を使って“からだ ころろ きれい”

ゴルフ教室、ウォーキング交流会など
たくさんのプログラムと健康を皆さんへお届けします!

年会費 (保険料含む)

一般(高校生以上)	2,000円
子供(中学生以下)	1,000円
シニア(65歳以上)	1,500円



会員参加費

I期(4～7月) / II期(8～11月) / III期(12月～3月)	
一般(シニア・高校生以上)	(期) 3,000円
子供(中学生以下)	(期) 2,000円
ファミリー	(期) 6,000円

ポイントカード
(50ポイント商品券)

メンバーカードの発行

全ての教室・サークルに
参加可能

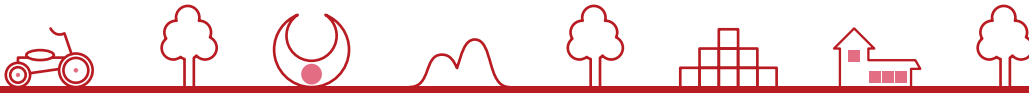
お問合せ

【ふれあい友遊かみみね】事務局
上峰町民センター

☎0952-52-3833

担当者

090-9599-8007



町民センター会議室の一部を自主勉強部屋として 4月1日より無料開放します

静かな環境での勉強、自主勉強により学習の向上に個人、友人で活用を
記

【1 利用できる人】

町内の小学生及び町内の中学生並びに町内居住の高校生
(生徒以外の入室は禁じます。保護者、指導者等含む)

【2 場 所】

町民センター 視聴覚室 (205会議室)
視聴覚室が利用中のときは空いている会議室を指定

【3 利用できる日】

平日、土曜、日曜、祭日、春休み、夏休み、冬休み等
日曜祭日の翌日も利用可

【4 利用時間】

9時より17時まで (時間は厳守)

【5 利用できない日】

30年度	30年10月30日 から 11月6日 まで	(全館利用の為)
	30年12月29日 から 31年1月3日 まで	(年末年始の為)
	31年 1月11日 から 1月13日 まで	(全館利用の為)
	31年 3月26日 から 3月31日 まで	(全館利用の為)

【6 利用料金】

無料 (部屋代、エアコン代含む)

【7 利用にあたっての守ること】

利用者は**自分で通うことができる事**、私語禁止、騒がないこと、
他の利用者に迷惑をかけない事、携帯・スマホの使用は禁止、飲食は可
(お菓子の持ち込み禁止) ごみは持ち帰ること、ペットの持ち込みは禁止、
施設内での盗難、紛失についての責任は負いません。
なお、その他注意事項に従わない人は利用をお断りする事もあります。

※詳しいことは、町公民館に問い合わせください。

問 上峰町公民館 **☎**52-3833

公民館教室を開催しました！

2月15日（木）、町民センターホールにて、稲田繁生先生による「政治・教育、経済のうらおもて」を開催しました。

老若男女関係なく多くの人に参加し稲田先生の話に耳を傾けていました。



ふれ愛・粋いきセミナー、女性セミナーは毎月開催しています。平成30年度開講式は5月31日を予定しております。皆様お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

子どもクラブジュニアリーダー研修で「波戸岬少年自然の家」に行ってきました！

3月10日（土）～11日（日）、小学4年生と5年生の15名が参加しました。

初日は名護屋城博物館や名護屋城跡に行き、クイズ形式で名護屋城の歴史を学びました。また、入所後に牛乳パックから手すきはがき作りを体験し、紙の再利用方法を学びました。二日目は草スキーをしたあと、野外炊飯でカレーを作りました。班で協力すること、新しいことに挑戦する力、今までの経験を活かすこと、様々な体験をしました。この体験が学校や地域を引っ張るリーダーになることを望みます。



俳句

コトコトとぶつかり合うてあさり汁

井手口 鶴田ふさ子

新春や夫の手を執り八十路越え

坊所 稲益志津子

自転車のリズムも踊る春の風

郡境 小出 満

堀炬燵むさぶり読みし棚の本

江迎 吉田 茂

雪明かりさびしき部屋も白く笑む

江越 江越 幸

初夢や妻の笑顔の現れて

坊所 稲益 正清

春祭り化粧ととのひ三姉妹

三上 濱久保 恒

短歌

春を待つ八十路の庭の梅古木

下津毛 野口ヒデ子

少し呆けておくれ咲きぬ

坊所 稲益志津子

我夫よ永遠に仲よく根気もて

坊所 稲益志津子

我を上げまし愛をおしまで

坊所 稲益志津子

やさしさと共に生きてる人のあり

坊所 稲益 正清

医師でありし身慈父の如くに

坊所 稲益 正清

麦菴み童の頃を一系列に

江迎 吉田 茂

並び踏みしや懐しくあり

江迎 吉田 茂

初詣で鎮守の森も闇に浮く

江越 江越 幸

清めの手洗いと神々しき

江越 江越 幸



平成30年度 公民館教室計画表

女性セミナー		ふれ愛・粋いきセミナー	
5月31日 (木)	<p>開講式「健康教室」 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 【講師】 佐賀県薬剤師会</p>		5月31日 (木)
6月7日 (木)	<p>韓国料理教室 韓国料理をおいしく食べよう! 【場所】 町民センター調理室 【時間】 10時～11時30分 【講師】 韓国出身 佐賀市在住 張 美永様</p>	<p>人権講座 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 【講師】 佐賀県司法書士会</p>	6月14日 (木)
7月5日 (木)	<p>教養講座「パステルアート」 【場所】 町民センター201 【時間】 10時～11時30分 【講師】 パステルアート協会 インストラクター 田中 緑先生</p>	<p>現地研修 計画中 【募集人員】 40名 予定</p>	7月13日 (金)
8月9日 (木)	<p>講座「国際理解講座」 【場所】 町民センター202～204 【時間】 10時～11時30分 2か国の外国の方とふれあいを! 佐賀県国際交流協会</p>		8月9日 (木)
9月20日 (木)	<p>健康教室(医療) 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 【講師】 平井内科 医院長 平井 賢治先生</p>		9月20日 (木)
10月12日 (金)	<p>現地研修 計画中 【募集人員】 20名 予定</p>	<p>交通安全・振り込め詐欺、 振り込まない詐欺に要注意 【場所】 町民センター202～204 【時間】 10時～11時30分 【講師】 鳥栖警察署 生活安全課/交通課</p>	10月11日 (木)
11月8日 (木)	<p>教養講座 「日本のこころ、和の心」 【場所】 町民センター和室 【時間】 10時～11時30分 【講師】 文化協会 茶道サークル 永島和代子先生</p>	<p>料理教室 「免疫力を高めていきいき元気に」 【場所】 町民センター調理室 【時間】 10時～11時30分 【講師】 料理研究家 馬場 春美先生</p>	11月22日 (木)
12月6日 (木)	<p>講座「日本の歌・こころの歌」 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 【講師】 九州龍谷短期大学教授 水頭 順子先生</p>		12月6日 (木)
1月17日 (木)	<p>教養講座 「絵手紙を書いてみよう」 【場所】 町民センター和室 【時間】 10時～11時30分 【講師】 文化協会 高橋 小浪先生</p>	<p>いのちの講座 「救命救急医療・大切な命を守るために」 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 【講師】 鳥栖・三養基地区西消防署</p>	1月31日 (木)
2月27日 (木)	<p>料理教室 「寒さに負けない料理」 【場所】 町民センター調理室 【時間】 10時～11時30分 【講師】 健康福祉課 島 園子氏</p>	<p>人権講座 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 県政出前講座 アバンセ</p>	2月21日 (木)
3月14日 (木)	<p>修了式「佐賀の偉人伝」 【場所】 町民センターホール 【時間】 10時～11時30分 【講師】 佐賀城本丸歴史館 副館長 古川 英文様</p>		3月14日 (木)



4月23日は「子ども読書の日」4月23日～5月12日はこどもの読書週間です。

小さいときから本を読む楽しさを知っていることは、子どもが大きくなるためにとっても大切なことです。「こどもの読書週間」は、大人が本を子どもに手わたす週間でもあります。ご家族みなさんで図書館へおいでください。

当館でも、この期間にあわせて下記のイベントを行います。たくさんのお子もたちの参加をお待ちしています。

みんな、あつまれ おたのしみおはなし会

絵本読み聞かせ・パネルシアターのあとは、みんな大好き工作タイム！何を作るかはお楽しみです。

事前の申し込みは必要ありません。どなたでも参加できます。

❖日時 4月22日（日）
10時～11時

❖場所 上峰町図書館 視聴覚室
※参加は無料です。

子ども図書館員体験 参加者募集

図書館の仕事を体験してみよう！貸出・返却のバーコードを「ピッ」としたり、本の修理をしたり、普段は見れない書庫探検したりできますよ。事前の申し込みが必要です。図書館へ直接申込をしてください。

- ❖日時 4月28日（土）
9時～12時まで
- ❖場所 上峰町図書館
- ❖対象 小学生
- ❖定員 12人

昨年図書館員体験の様子▶



おひなさまさげもん作り教室 開催しました

2月18日（日）に図書館でクラフトのおひなさまさげもん作り教室を開催し、18名のみなさんに参加していただきました。講師は人形劇団いちごじゃむの南嶋良子先生をお招きしました。おひなさまやおだいりさま、桃の花、扇の形の紙を貼り合わせ、バランスを考えながら作り、かわいいさげもんが完成しました。

参加されたみなさんも喜ばれていました。



4月 おはなしのじかん ～ 毎週土ようび 15時から ～

絵本の読み聞かせや、簡単な工作で楽しい時間をすごそう！

❖日時 7日（土）・14日（土）・21日（土）・
28日（土）
15時～15時30分

❖対象 幼児～小学校低学年向け

❖場所 上峰町図書館 視聴覚室

※参加は無料で、申込みはいりません。

CALENDAR

4月 休館日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

休館日：毎週月曜日、
祝日

※ 〇の日はお休みです。
※ 毎月第1火曜日は
館内整理日です。

※開館時間
10時～18時

上峰町図書館の新刊情報・蔵書検索・本の予約などは
図書館ホームページをご覧ください。
(本のWEB予約には図書館利用カード登録が必要です)
【ホームページアドレス】 <https://kamimine.milib.jp/>
または

上峰町ふるさと学館 検索



←スマートフォンからは
こちら

上峰町ふるさと学館
(上峰町図書館)
☎52-4934





かみみね幼稚園 わくわくひろば・園庭開放のご案内

～わくわくひろば～ (未就園児教室)

◆運動あそび◆

スポーツクラブの先生の指導で、親子で楽しめる遊びです。

【日 時】 5月23日 (水)
10時～11時

【受付開始日】 5月16日 (水)

【対象児】 1歳児～4歳児

【場 所】 認定こども園かみみね幼稚園
ぷれいる一む



☆ご参加いただくには、お電話での事前申し込みが必要です。

☆着替えや飲み物等は、各自でご準備ください。

お知らせ

当園では病後児保育、一時預かり保育を行っております。当園の在園児以外のお子様もご利用できます。詳細はお問い合わせください。どちらも予約が必要です。お電話もしくはご来園し申込んでください。

4月は、“わくわくひろば”(未就園児教室)はお休みです。園庭開放は4月から計画しております。ホームページに年間スケジュールを掲載しておりますのでご活用ください。

～園庭解放～

【日 時】 4月24日 (木)

9時～12時

【対象児】 0歳児～4歳児

【場 所】 認定こども園かみみね幼稚園 園庭

◎天候不良の場合は、中止させていただきます。

◎事前のお申し込みは必要ありません。

◎お友だちやご近所の方をお誘い合わせの上、お気軽にご参加ください♪♪

★子育てに関するご相談や就園に関するご相談も行っておりますので、気軽にご活用ください。



☎認定こども園 かみみね幼稚園

☎52-5073 担当：古賀

【かみみね幼稚園ホームページ】

<http://www.midorigakuen.net>



ひよ子保育園 かみみね

ひよ子ルーム開設

【日 時】 4月18日 (水) 10時～11時

*お電話での事前申し込みが必要です。

☎ひよ子保育園かみみね ☎52-2186

担当：古賀、大塚

天気の良い時は園庭遊びをします。

その後、遊戯室にて親子の触れ合い遊びを行います。

1年間の計画表をお渡しします。(楽しめる計画になっています)

お友だちとお誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

※動きやすい服装で、必要に応じて帽子と水筒をご持参ください。

おいしいクレープできたよ!

2月21日、そら組ではクレープ作りを行いました。

前日に上峰イオンまで買い物に行き、生クリーム、いちご、バナナなどをグループに分かれて買いました。もちろん、自分たちでお金を払ったため、ドキドキしながらレジに並びました。

クレープ作りでは、お友だちと話をしながら、トッピングを楽しみました。

自分たちで作ったので、とてもおいしくたくさん食べました。



※保育園利用について、お尋ね等ありましたら、お気軽にお電話ください。



ひかりこども園 4月 生き生き子育て応援します

園庭開放 (おでかけ広場)

【日 時】 4月13、20、27日

10時～11時 お天気のよい金曜日

*予約不要です。育児で不安や困ったことなど、お気軽にご相談ください。

*園の様子を載せているブログもあります。

“はじめまして、こんにちは!”

新生活をスタートされる皆さん。ワクワクドキドキ…期待や不安でいっぱいのご様子でしょう。そんな時は元気に挨拶! 笑顔いっぱいの表情に、心も体もパワー全開になりますよ。

☎ひかりこども園 かみみね子育て支援センター ☎52-9900 ☎52-0406 担当：天野・牛島



◀大きなキリンの看板が目印です!

春の交通安全県民運動が実施されます！

4月6日（金）～4月15日（日）までの10日間、春の交通安全県民運動が実施されます。運動のスローガンは、「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」です。

佐賀県は、平成29年中の人口10万人当たりの人身交通事故発生件数について、全国ワースト1から脱却を果たすことができましたが、依然として、事故発生件数は高い状況です。今後も、事故発生件数の低下を目指すべく、みなさん一人ひとりが心にゆとりと思いやりを持って安全運転をしましょう。また、夜間歩いて外出される時は、必ず反射材を身に付けて、自動車等から身を守りましょう。



気功教室のご紹介

みなさん気功教室をご存じですか？

上峰町では、元気会主催で毎週木曜日に武道館で気功教室が開催されています。

気功教室では、体を動かすことにより美容や病気の治療を含めた健康づくりに取り組んでいます。

ご興味がある方は、是非、見学にきてみてください。

【開催日時】 毎週木曜日 10時から11時30分まで
※祝日はお休みです。

【会 場】 武道館
※武道館が使用できない場合は体育センター

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎52-7413



陸海空自衛官募集案内

募集種目	受験資格	受付期間	試験日	試験会場
幹部候補生 (一般)	22歳以上26歳未満の者 (大卒(見込み含む)、修士課程修了者)	3月1日(木)～	1次: 5月12日(土)、13日(日) 2次: 6月12日(火)～15日(金)	受付時にお知らせします
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の男女 ※平成31年3月高校卒業予定者は、 平成30年9月以降に行います。	3月1日(木) } 5月1日(火)	1次: 5月26日(土) 2次: 6月27日(水)～ 7月2日(月) (いずれか1日を指定されます)	受付時にお知らせします
予備自衛官補 (一般)	18歳以上34歳未満の者	1月9日(火) } 4月6日(金)	4月14日(土)～18日(水) (いずれか1日を指定されます)	目達原駐屯地
予備自衛官補 (技能)	18歳以上で国家免許資格等を有する者 (資格により53歳未満～55歳未満の者)			受付時にお知らせします
自衛官候補生 (男子)	18歳以上27歳未満の男子 (高卒・見込み含む)	随時受付中	年間を通じて行っています	目達原駐屯地

資料のご請求及びお問い合わせにつきましては、鳥栖地域事務所までご連絡ください。

☎自衛隊佐賀地方協力本部 鳥栖地域事務所 ☎0942-83-4077



こども食堂なごみ お知らせ

毎月1回 第1日曜日より**第1土曜日に変更します**
《コンセプト》

- ☆子どもたち その家族の絆を大切にします。
- ☆健康と個々の心の栄養を養う。
- ☆自然の環境の中でなごんでもらい心身ともに健全化をはかる。
- ☆地域の高齢者の方々と子どもたちの絆をつなぎ、多世代交流を目指す。

《なごみの願い》

「おふくろの味」で子どもお年寄り家族みんなで一緒「心と身体の栄養補給」お気軽にご来店いただき、地域の多世代がつながる場にしたいと考えています。

【日 時】 毎月1回 **第1土曜日**
11時30分～15時

【メニュー】

毎月メニューは変わります お楽しみに！
心に栄養をいっぱい取ってね!!

【場 所】

上峰町堤1651-269
喫茶和み
☎52-1566

【料 金】

1人 300円
おてつだいができたら
100円引き
5歳以下は無料 **(おかわり自由)**

いっぱい食べてね!!

地域の高齢者の方々も遠慮なくお越しください!!

【検 索】

インターネット検索：「こども食堂なごみ」
※毎月のメニュー・お知らせ覧を見てください。
4月7日は、豚丼・みそ汁・サラダ・デザートです。

感謝デー
(H30.3か月1回)
3月・6月・9月 第3・(土・日)
〔ランチ実施〕
ワンコイン 500円



上峰町老人クラブだより

♪ふれあい喫茶♪

【場 所】 中央公園管理棟
ミーティングルーム

【日 時】 4月6日(金)、20日(金)
10時30分～15時30分

【料 金】 コーヒー&ケーキ付 200円



★60歳以上の方会員大募集中

みんなで楽しく活動していきましょう❀

☎上峰町老人クラブ事務局 ☎☎53-8155



危険物取扱者試験の実施に関する案内

【試験日】 5月27日(日)
※時間は試験種類によって異なります

【場 所】

佐賀大学 本庄キャンパス
(佐賀市本庄町1番地)

【受付期間】

(書面申請)
4月2日(月)～4月13日(金)
(電子申請)
3月30日(金)～4月10日(火)

【受験願書】

鳥栖・三養基地区消防事務組合に用意しています

消防本部 予防課危険物係

☎0942-83-7996

西消防署 予防係

☎0942-89-3050

基山分署 予防係

☎0942-92-7911

【提出先】

一般財団法人 消防試験研究センター
佐賀県支部 ☎22-5602
〒840-0826
佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀商工ビル4階



危険物取扱者試験準備講習会開催のお知らせ

【日 時】 5月11日(金)・12日(土)
9時～16時

※2日間とも

【場 所】

鳥栖・三養基地区消防本部3階
(鳥栖市本町三丁目1488番地1)

☎0942-83-7996

【種 類】 乙種第4類

【受講料】

5,000円(2日間分)
※テキストも販売しております

【受付期間】

4月6日(金)～5月10日(木)

☎☎鳥栖・三養基地区危険物安全協会
(消防本部2階予防課内)

☎0942-83-3181



上峰町の地酒 『鎮西八郎』 販売店のご紹介

上峰の土と水が育てたとれたての米を、町木である椿の酵母で醸しました。
みずみずしい甘みと、椿酵母のフルーティーな香り。ほんの少し
熟成期間を長くすることで、切れ味の良い後口に仕上げました。
ぜひ一度ご賞味ください。

【町内】

- ・イオン 上峰店
- ・あんくるふじや 上峰店
- ・八谷商店
- ・吉野ヶ里温泉

【町外】

- ・天吹酒造 (みやき町)
- ・太田酒店 (神崎市)
- ・大和イオン (佐賀市)
- ・しめなわ酒店 (佐賀市)

☎起立工商協会 (担当：榊) ☎55-8777



救命講習のご案内

消防署では、住民の方に対し普通救命講習の定期開催を行い、救命率の向上を目指しています。

【開催日】

鳥栖消防署

偶数月の第3金曜日

(4月は第3土曜日、12月は第2金曜日に開催)

奇数月の第3土曜日

(9月を除く)

西消防署

偶数月の第2金曜日

(12月は第1金曜日に開催)

奇数月の第2土曜日

(9月を除く)

【開催時間】 9時～12時

【受講料】 無料

(受講者には普通救命講習I修了証を交付します。)

☎鳥栖消防署 救急係 ☎0942-83-7997

西消防署 救急係 ☎0942-89-3050

※詳しくは、鳥栖・三養基地区消防事務組合のホームページや鳥栖消防署、西消防署にお問い合わせください。



4月 エコライフ講座

【内容】 布頭巾作り

【場所】

鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ 和室

【日時】 4月15日(日) 10時～12時

【材料費】 300円

【持ってくる物】 裁縫道具

【募集人員】 15人

*事前に申込みをしてください。

*応募者多数の場合は抽選となります。

エコマーケット・もったいなか市も同時開催!!

皆様のご来場をお待ちしております。

☎鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ

月曜日～金曜日 8時30分～17時

☎0942-94-9313 ☎0942-94-5310



有料広告

法、戒名墓石彫刻

※墓所が上峰町周辺。

通常 20,000 円を **税込 18,000 円** ※立地条件によって金額が異なります。

御本尊 ご先祖様 そして家族に感謝

墓石



吉野ヶ里町田手 1817-12 TEL・FAX0952-52-2210

WEB [石裕社](#) 検索

有料広告

看板のない小さなパソコン教室です
全て個別指導 完全予約制 お電話ください!
パソコンをお持ちでない方もOK!



(担当：飯田)

0952-52-8110

パソコン教室
生徒さん募集!

◆継続してゆっくりしっかり学びたい

◆パソコンを楽しみ趣味にしたい

◆知りたいことだけ教えて◆学校・地域の役員になった

◆職場で困っている◆家族や友人には頼みにくい

あなたの
お困り事は?

1レッスン2時間 開始時刻:9:30、13:00 土日祝も営業 不定休

ケアアンドジェイばそこん教室

上峰町坊所 3231-1-1-201 上峰中から 300m 駐車場完備

インフォメーション



information



4月の人権・行政相談

- 【日時】 4月18日(水) 9時~12時
- 【場所】 役場別館2階会議室
- 【担当】 ・人権擁護委員 久米 琢馬
末次 憲昭
碓 敬子
・行政相談委員 倉本 信幸



4月の消費生活相談

- 【日時】 4月10日(火)、24日(火) 9時~12時/13時~15時
 - 【場所】 役場別館2階会議室
 - ☎総務課 総務係 ☎52-2181
 - 【近隣市町】 ※時間は上記と同様。
 - ・みやき町【相談日】 毎週月・水曜日
☎企画調整課 ☎0942-89-1655
 - ・吉野ヶ里町【相談日】 毎週木曜日
☎商工観光課 ☎0952-37-0350
 - ・神崎市【相談日】 毎週火・金曜日
☎商工観光課 ☎0952-37-0107
- 近隣市町と消費生活相談窓口の広域連携をしていますので、上記の相談窓口へも相談が可能です。



女性のための総合相談

配偶者等からの暴力でお悩みの方、ご相談ください。ひとりで悩まず、どんな相談でも私たちに声を聞かせてください。

相談は、佐賀県DV総合対策センターの相談員がお受けいたします。

- 【日時】 4月26日(木) 10時~16時
- 【場所】 役場別館2階会議室



町長交際費を公表します

平成30年(2月支払分)

区分	件数	支出額(円)
祝儀	0	0
会費等	1	5,000
賛助・協賛等	1	10,000
賞品・記念品等	0	0
慶弔	1	16,200
合計	3	31,200



梅雨時期の災害への備えは



「やっておけば良かった」にならないために！

梅雨時期を迎え、大雨や長雨による災害が発生しやすくなります。こうした災害に遭わないための日頃からの準備が大切です。

家の周りの点検・予防対策

- ◇雨どい・側溝の落ち葉や土砂などを取り除く
- ◇家の周りの水はけをよくする



近所の危険なところは！

- ◇浸水が予想される場所
 - ◇土砂災害の危険な場所
- 自分のハザードマップを
持とう



雨の降り方に注意を

- ◇日頃から気象情報に注意
- 1時間に20ミリ以上の大雨
- 降り始めからの降雨量が100ミリ以上になったら



非常持出品の準備を

- ◇食料品・飲料水・懐中電灯
携帯ラジオ・救急医療品
貴重品や衣類
- 非常持出袋を用意



町は低平地です。
雨水はたまりやすい地形です。 上峰町防災士会



内閣府青年国際交流事業のご案内

今回の広報かみみねに「平成30年度(2018年度)内閣府青年国際交流事業の募集概要」のコピーを入れております。興味がある方は募集概要に記載されている問い合わせ先にご連絡ください。

また、本事業のリーフレットは、役場2階のまち・ひと・しごと創生室にて配布しております。

☎まち・ひと・しごと創生室 広報企画係
☎52-2182

HAPPY BIRTHDAY 4月のハッピーバースデー



あとべ みはな
跡部 実花ちゃん

東前牟田
平成26年
4月15日生まれ(4歳)
家族からのメッセージ…
4歳のお誕生日おめでとう!
これからも元気で明るい女
の子でいてね♡



たかしま きょうか
高島 京花ちゃん

碓
平成29年
4月26日生まれ(1歳)
家族からのメッセージ…
初めての誕生日♡歩けるよ
うになったらお兄ちゃんとた
くさんお出かけしようね!



さかい ゆうと
酒井 悠仁くん

上坊所
平成29年
4月21日生まれ(1歳)
家族からのメッセージ…
いつも笑顔で皆を和ませて
くれてありがとう♡
たくさん遊んでたくさん食べ
て大きくなってね♡



下津毛
平成27年
4月1日生まれ(3歳)
家族からのメッセージ…
3歳の誕生日おめでとう♡大きな
ケガや病気をせず元気に育って
くれてありがとう♡幼稚園楽しみだ
ね〜♪



さとう こはな
佐藤 心華ちゃん

5月生まれの子ども写真募集中

対象者 5月に誕生日を迎える
満1歳から満6歳までのお子さん

**掲載申込
受付期間** 3月28日(水)~4月6日(金)
(申込開始日厳守)

掲載人数 8名(※先着順)

**問い合わせ
申し込み先** まち・ひと・しごと創生室 広報企画係
sousei@town.kamimine.lg.jp
☎52-2182



申込方法

👉 写真を持参される場合
(裏面の端に氏名を記入)
提出時に広報紙掲載申込書
に必要事項を記入してくだ
さい。(申込書はまち・ひ
と・しごと創生室に準備し
ております。)

✉ 写真データをメールで送付される場合
メール件名を「子ども写真申込5月号」とし、本文
に、①お子さんの氏名(ふりがな)②性別③年齢④
生年月日⑤申込者の氏名⑥住所⑦地区名⑧連絡
先⑨保護者からのメッセージ(50文字以内)を記
載し、左記のアドレスへ送付してください。

※メール受信時に絵文字が表示されない場合があります
ので、絵文字は(ハート)のように記載をお願いします。
※後ほど受信確認の連絡をさせていただきます。